

第6回 組織・制度ワーキング・グループ 議事要旨

1 日時 令和6年7月11日（木） 9：30～12：00

2 場所 8号館6階623会議室

3 出席者

（構成員）五十嵐主査、小幡委員、瀧澤委員、
永里委員、藤川委員、宝野委員

（内閣府）笹川大臣官房総合政策推進室室長、
矢作大臣官房総合政策推進室副室長、
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）日比谷副会長、大久保第一部副部長、小田中第一部幹事
島村会員、只野会員、相川事務局長

[ヒアリング]

（内閣府）石川科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略）

4 議事要旨

○五十嵐主査 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、第6回「組織・制度ワーキング・グループ」を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

また、日本学術会議の先生方におかれましても、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員の出欠状況について報告します。対面で御出席の委員は、瀧澤委員、永里委員、藤川委員、オンラインで御出席の委員は、小幡委員、宝野委員です。用務のため、佐々木委員、原田委員は御欠席です。

オンラインで御参加の委員の皆様は、発言の際はWebexの挙手機能を使って挙手をお願いします。

また、日本学術会議からは、日比谷副会長をはじめとする先生方及び質疑応答対応として事務局長に御出席いただいております。

それでは、議題に入ります。

まず、議題1といたしまして「日本学術会議におけるミッションについて」、学術会議より説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○日比谷副会長 おはようございます。前回のこの組織・制度ワーキング・グループで、学術会議のミッションについて歴史的な経緯も踏まえお話をしたところでございますが、本日、再度、次のページを見ていただきたいと思いますのですけれども、ミッションの議論から見て、現在の法人化案について、私どもが依然として持っている疑問についてお話をしたいと思っております。

それに入る前に、そこに書いてありますように、こちらは前回配付されました参考資料47と48にございますように、6月に歴代会長連名で声明が出されました。そこに2点、危惧が大きい、それから与野党を超えた国会での議論が必要といったようなことが書かれております。さらに、日本弁護士連合会の会長名でも声明が出ております。

御参考ではありますけれども、実は昨年12月にISCとIAP、こちら2つは日本学術会議も深く関わっている国際的な組織ですけれども、科学者を代表するものとして声明が出ておりまして、これも現在の議論に深く関わりと考えております。このようなことを背景としまして、改めて本日、学術会議からミッションについて、そして、現在抱えている疑念について御説明したいと思います。

ここからの説明は、只野会員にお願いします。

○只野第一部会員 第一部所属の只野と申します。本日初めて参加させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

では、ここからは私のほうからミッションについてお話をさせていただきたいと思っております。ただいま日比谷副会長からもお話がありまして、歴代の会長が声明を発せられているといったことは御承知かと思っております。

次を見ていただきますと、吉川元会長のメッセージがスライドになっております。これを出発点にお話をさせていただきたいと思っております。非常に重要な視点を幾つか含んでいると思っております。

まずおっしゃられておりますのは、現代の社会では、学問からの助言が不可欠な深刻な問題が幾つもあるということでございます。さらに、学術会議でなければ出せないような助言の必要性も高まっているのではないかとということも御指摘いただいております。さらに、これからの本題と関わりますが、現在の法人化の方向性ではこうした課題に対応するのが難しいのではないかと、こういう御指摘もあるところでございます。

何が問題かということは、この後、個々具体的にお話があるかと思いますが、特に吉川会長が問題にされておりますのは、科学者の在り方という一番基本的な問題、これはこの後お話ししますミッションと関わってまいりますけれども、

この点が十分意識されていないのではないかということでございます。ぜひ学術会議の役割をしっかりと認識してほしいということも述べていただいているところでございまして、この後、私たちの取組についてもお話をしていこうと思っております。

それから、最後に指摘されていることも非常に重要でございまして、学術会議自身もミッションということをきちんと意識して、使命感を持って対応することが必要だということでもございまして、実はこの間私たちが行ってきた対応を十分御理解いただけないところもあるのかなと思ひまして、今日は少し時間をいただいて、その辺りを中心にお話しさせていただこうかなと思っております。

1 ページめくっていただきますと、これもよく御承知のことかと思いますが、学術会議法の前文、それから第2条が引用されております。何度もお読みになっているかと思いますが、ここで読み上げことはいたしません、当初から定められている会の目的や使命といったものがここには集約的に書かれていると考えております。随分古いものではございますけれども、ここに書かれている事柄は、ある種普遍性を持った事柄でございます。しかし、他方、時代の変化の中で学術会議自身が時代に即応する形で再解釈を行って、この中身を生かしていくというものなのかなと思っております。時々例えば法律によって決めるようなものではなくて、社会から負託をいただいている私たち自身が、それぞれの時代に応じて再解釈をしていく、この趣旨を生かしていく、こういうものかなと受け止めているところでございます。

そうした試みの一つが、下に書かせていただいております日本学術会議憲章ということになっております。この憲章もお読みいただいたことがあるかと思ひますけれども、実は起草委員会をつくただけではなくて、会員、それから連携会員の皆様の意見を聴取して採択をしたというものでございます。いわば学術会議法の趣旨を現代に合わせて再解釈した文書であると考えております。

ちなみに、学術会議法自体も、当時の学術界を代表する方々を集めて会議体をつくり、かなり時間をかけて議論した中身としてまとめられたもので、それが法案になっているという経緯をたどっております。

次のページを御覧いただきますと、この憲章に関わる声明が引用されております。これも多くの内容を含んでおりますので、ごくかいつまんでお話をしますと、1つ重要なのが、この憲章というのは、私たちが社会から負託いただいている、その役割に積極的に応えていく宣誓の役割を持っているということでもございます。これは先ほどの吉川元会長のお話の最後にあった部分に対応するものと考えております。

それから、さらに内容について申しますと、普遍的な観点、俯瞰的かつ複眼的

な視野の重要性といったものが指摘されております。これは個々の学協会では対応が難しいもの、学術会議のような組織でなければ対応が難しいものではないかと考えております。そうした観点に基づいて提言等を行う中で、公共政策や社会の在り方に関する社会の選択に寄与していく役割があるということを指摘しているところでございます。

それから、最後の点も非常に重要なところでございまして、現在の世代だけではなくて将来世代も頭に入れながら、将来世代の役割ということも考えながら、特に国だけではなくて人類社会全体の利益といったものも考えながら貢献するような活動をしていくということが宣言されているわけでございます。

次のページを御覧いただきますと、私のほうからは申しませんが、そういった観点からの学術会議でなければ出せないような提言が幾つか含まれているということが冒頭指摘されております。

それから、これはもともと2006年につくられたものですが、「科学者の行動規範」というものが引用されております。責務であるとか、科学者の基本的姿勢であるとか、社会の中の科学者の役割であるとか、社会との関わり方ですね。説明と公開といった表題がついておりますけれども、こういった指摘が並んでおります。それから、最後にございます科学研究の利用の両義性というのも大変重要な視点でございまして、私たちは常に意識しなければならないものかと思っております。人類の進歩に貢献するという面がある一方、そこに逆行するようになりリスクもはらんでいると、このことに十分自覚的でなければならないということとございまして、例えばこの問題を強く意識させられましたのが、次のページにあります。2011年の東日本大震災とその後の原発事故だったように思います。この経験を踏まえまして、行動規範を2013年に改訂しております。11、冒頭にありますが、社会との対話という視点でございまして、これは後でお話をします学術会議の位置づけとも関わってくる、こういう問題かと思っております。

特に意見の相違があるときには、これを分かりやすく説明していくという辺りは重要な視点かなと思えますし、助言に当たっての基本的なスタンスが次の12のところに書かれております。科学、学術的な提言が持つ重さ、あるいは責任を自覚して、権威を乱用しないということです。

それから、科学的助言の中身についても13のところで簡潔にまとめられておりますけれども、いずれにしても原発事故のような大きな経験を踏まえて、私たち自身も改めて自分たちの役割を再認識する、こういう形で改訂を行ったという文書でございまして。

次を御覧いただきますと、こちらは2020年に公開された「未来からの問い」というかなり大部な文書でございまして。学術会議の100年ということが書かれておりますけれども、これは過去70年、それから、さらにその先の10年、30年を展望

してまとめられた文書でございます。学術的な提言というのは時々の課題に対応するだけではなくて、長期的・中期的な視野から物を見ていかなければいけない。これも学術会議のような団体ならではものではないかと思います。

ここで引いておりますのは、当時の山極会長のお言葉でございます。東日本大震災のお話などもありますけれども、実にいろいろな問題をこの中では議論しているのですが、やはりそこには限界があるということ、このことは率直に認識しなければいけない。それから、議論をして合意に至らなかったことについてはあえて触れていないと。また、今後も、正確な科学的なデータに基づいて社会に対して積極的に発言をしていくといった基本的な心構えといいましょいうか、こういったことが述べられている文章で、私たちのスタンスを考える上でも非常に重要な視点かなと思っているところでございます。

次を御覧いただきますと、こういう視点から見ましたときに、現在進んでいる法人化の何が問題なのかということを簡潔にまとめたものでございます。学術会議というのは、例えば学術予算の配分のような権限は持っておりませんし、決定権限もございません。あくまで勧告とか提言という役割を担っているわけでございます。ただ、学術的な観点から、科学的な観点から提言を行うということに、ある種の重み、影響力があるということも事実でございまして、そのことを踏まえて活動しなければならないと考えております。

昨年10月から私は会員にさせていただいておりますけれども、必ずしも報酬を伴わない活動というのはたくさんあるわけです。これはやはりいただいている負託の重さを踏まえながら会員一同取り組んでいると考えているところでございます。

現在の法人化案で一番気になりますのは、個々の論点をいろいろ議論されておりますけれども、吉川元会長、あるいは山極元会長がおっしゃるような大きな視点ですね。科学者の視点ということを先ほど引かせていただきましたけれども、こうした視点が失われているのではないかとということでございます。そうしますと、やはり私たちは誇りを持って責務に取り組むことが難しくなる。将来の会員選考にも深刻な影響が及ぶのではないかとということも懸念しております。

さらに、議論の前提としまして、学術会議と政府の間の信頼関係という問題もあるように思っております。想起されますのは、当然、会員任命拒否の問題でございます。国民の総意という言葉、この会議体でもいろいろ議論されておりますけれども、国民の総意が政府の決定全てを正当化するわけではございませんし、自律性が尊重されなければいけない領域というのも当然あるわけでございます。また、議論を拝見しておりますと、科学者といった大きな視点ではなくて、何かある種の前提があって議論が進んでいるのではないかという印象も強

いわけでございます。

1 ページめくっていただきますと、改めて学術会議の位置づけを図に示したものでございます。学術生態系という言葉を使わせていただいておりますけれども、学術会議はそういった生態系の一つのアクターとして、ほかのアクターとの関係の中で役割を果たしているということを示したものでございます。国内の学協会とか大学との関係が当然基盤になりますし、海外のアカデミーとの関係もでございます。それから、もとより政府との関係も重要でございまして、いわゆる5要件の下で、例えば諮問いただいて、それに対して勧告をするという役割を担っております。

それから、基盤として何より重要なのが、社会を構成する様々な方々、アクターとの関係ということでございます。よく国民という言葉で包括されますけれども、国民という言葉ではくくれないような様々な内容があるかと思っております。例えば、国民といいましても、決して国籍で限定されるものはございませんし、場合によっては現在ではなくて将来の世代も視野に入れてこの負託というのを受け止める。私たちになりにコミュニケーションを図っていくということが必要かなと思っているところでございます。

この生態系のバランスは非常に微妙なものでございまして、例えば政府が任命する役職や組織が置かれる、あるいは評価によって予算が影響を受けるということになりますと、この関係性が崩れてしまうのではないかと。例えば政府のほうに過剰に傾いたものにならないかということを私たちは非常に懸念しているところでございます。ぜひこういった視点から御議論いただけたらと切に願っているところでございます。

次のスライドがいわば結論部分でございしますが、今日お話ししましたように、ミッションというのは法律だけではなくて、私たちは常に見直しをしております。憲章等でも具体化されるということはお話をしたとおりでございまして。また、5要件については、改めて申すまでもございせんが、これが議論の大前提になるだろうと。私たちもちろん自分たちの仕事の限界は認識しておりますけれども、限られた予算の中で私たちに改革を進めてきたということもする説明してきたとおりでございまして。特に今後は、専門的な人材の確保ですとか財源の充実ということも図っていただきたいと思っております。

いずれにしても、先ほど吉川元会長の言葉を引きましたが、科学者ですとかその役割といったより大きな視点を中心に据えた上で、法人化の問題をぜひ議論いただきたい。大きな視点から見たときに法人化案にどんな問題があるのか、本当に問題の解決につながるのか。あるいは現在学術会議が抱えている問題の解決につながるのか。特に今日お話しさせていただきましたミッションに照らして、改めてお考えいただけたらと思っているところでござい

す。

以上でございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

6月7日の有識者懇談会でこのワーキングでやっていることを私がお話をしたわけですが、そのときに永井先生と永田先生から、科学者のミッション、学会のミッションに合わせた組織の在り方、制度の在り方、そういう議論がまだ足りないのではないかというお話がありました。それで改めて、前回のワーキングからこういったお話をしてきたわけです。この後、改めて皆さんで深く議論していければ良いと思っています。

後で時間を取りますので、その前に、続きまして、議題2といたしまして「総合科学技術・イノベーション会議における評価制度」について、科学技術・イノベーション推進事務局より説明いただきます。今回のヒアリングは、CSTIで行っている評価制度の在り方を議論する趣旨ではもちろんありません。学会の法人化に向けて、制度の基本的なスキームを検討するに当たって、評価制度についての理解を深めるためのものであります。これも6月7日の有識者懇談会で上山先生のほうからいわゆるメタ評価といいますか、評価の評価のようなお話がありまして、その具体例を今日はお聞かせいただけたらと考えております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○石川参事官 よろしく願いいたします。内閣府の科学技術・イノベーション推進事務局において研究評価を担当しております石川と申します。

本日は、ただいま御紹介いただきましたように、CSTIで行っております研究開発評価の一例を御紹介させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、CSTIがこういった形で評価を行っているかというところがございますけれども、まず、CSTI、総合科学技術・イノベーション会議は内閣府設置法の中で事務が規定されてございまして、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、各府省が実施する大規模研究開発等の国家的に重要な研究開発を対象に評価を実施ということで、設置法に基づいて重要な研究開発の評価を行うという任務を持っております。

1ページ目の中段以降ですが、総合科学技術・イノベーション会議でこの評価についての方針を決めてございまして、評価目的があるとともに、評価の対象として、事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価を行っていくということを規定しております。

CSTIで行っている評価ですが、ただいま座長から紹介いただいたところも含めて、6ページ目以降に参考という形で、科学技術関係の研究開発の評価の大まかな枠組みを御紹介させていただきたいと思っております。

6ページにございますように、科学技術基本計画、現在では科学技術・イノベ

ーション基本計画に名称が変わってございますけれども、この基本計画に基づいて、内閣総理大臣決定で国の研究開発評価に関する大綱的指針が規定されてございます。この指針を踏まえて関係府省、実施官庁では、各府省の中で研究開発評価指針をそれぞれ策定しまして、各府省の中で研究開発等の評価を進めているという各府省の流れがでございます。同じように内閣府では、こうした各府省が評価をしたもののうち、右側になりますけれども、国家的に重要な研究開発ということで、300億円以上の大規模な研究開発などについてはCSTIでも評価を行うというような枠組みになってございまして、基本的には同じ大綱的指針に基づいて各府省が評価を実施し、それについてCSTIでも評価を行うという流れになってございます。

7 ページ目でございますけれども、前回6月の懇談会のときにも上山議員から御紹介があったということで伺ってございますが、メタ評価というものをCSTIでは考え方として取り入れております。これにつきましては、7 ページにございますように、令和元年のときのCSTIの下にある評価専門調査会の中で、中間評価ですとか事後評価の進め方について実態を踏まえて見直しを進めていこうということで、新たな視点からのCSTI評価の必要性ですとか、各省が実施している評価そのものを評価することがCSTIが実施すべき評価ではないかというような意見が出されて検討を当時進めております。

そうした中で、1年ぐらいたっておりますけれども、令和2年7月29日の評価専門調査会では、CSTIが実施すべき評価については以下のとおりまとめていまして、CSTIが実施すべき評価の意義・ねらいでは、CSTIが科学技術・イノベーション政策に関する政府全体の司令塔として、我が国の科学技術・イノベーション政策・施策が基本計画等に沿って目標とした成果が得られているか、CSTIにおいて評価することを通じて、研究開発の成果が最大になるように導き、国全体の科学技術の発展やイノベーション創出、政策・施策の改善、適切な予算配分等による効果的な政策・施策等の実施に役立てるという意義・ねらいの下で、実際に実施すべき評価業務ということでは、政府全体で進めている施策についての推進等の政府全体の観点からの評価モニタリングですとか、特に今回、大規模な評価については②になりますけれども、府省等が自らの政策実現に向けた成果を生み出すような評価を実施するための方針の提示及び俯瞰的な評価（メタ評価）を行っていくということで、まだこのメタ評価という考え方を取り入れてから数年というところではございますけれども、各府省が行っている評価について見ていくという形にしております。

8 ページ目も評価の視点ということで、先ほど7 ページで御説明したところを改めて記載してございますけれども、赤枠の中でございますが、各省における評価の取組を対象としてメタ評価（評価の有効性の評価）を実施しますとい

うこと。あらかじめCSTIが提示している評価を実施するための方針、大綱的指針に沿って、有効な評価が行われているかというものを確認するような評価の仕方を今、CSTIでは導入しているところでございます。

こうした考え方の下で実際にどういった形で評価を進めているかということで、2ページ目に戻っていただければと思います。評価の進め方というところで、CSTIの評価専門調査会の中で決定している進め方でございますけれども、特に2の調査検討する事項ですが、評価の調査検討は、次の基本的な事項について実施府省の、これは事前、中間、事後それぞれの評価の進め方について評価専門調査会で決めてございますけれども、2ページ目にお示ししているのはその一つの参考として事後評価について記載してございます。事前も中間も基本的には同じ観点で評価するというところでございまして、次の具体的な検討事項は以下の項目ということで6項目列記させていただいております。(1)実施府省等の評価の状況、(2)実施府省等の行っている評価方法、(3)評価項目の設定方法及びその設定根拠、(4)評価項目を踏まえた評価の実施状況、(5)CSTIが実施した評価時の指摘事項への対応状況ですとか情勢変化への対応状況、(6)評価結果を踏まえた研究開発の成果の活用について調査検討を行うことにしてございます。

3ページ目、4ページ目以降は、昨年度実際に行った評価例でございます。事前評価として経産省の「競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業」と、事後評価として経産省の「革新的新構造材料等技術開発」、この2つが昨年度の評価対象でございました。

評価決定までの流れといたしましては、ワーキング・グループを設けた上で、担当府省からヒアリングを行って、評価原案を作成し、評価専門調査会でも改めてヒアリングをした上で評価案を作成して、CSTIで決定していくという流れで評価を行っております。

実際、4ページ目ですとか5ページ目が評価結果になりますけれども、評価結果のところは、各府省からヒアリングした内容や提出いただいた資料に基づいて、先ほど御説明した評価の項目ごとに適切に行われているかどうかを評価してございまして、実施主体のNEDOにおいて評価が行われているということですとか、評価の方法についても適切に行われているですとか、そういった項目についてCSTIとしてしっかり評価されているかというような観点でのメタ評価を行っているというのが、CSTIで今行っております大規模な研究開発事業についての評価の取組になります。

簡単ですが、説明は以上になります。

○五十嵐主査 どうも御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についての質疑応答に入ります。CSTIによる評価

に関して、御質問や御意見のある方はおられますでしょうか。

どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 手が挙がらない一瞬のすきにちょっとお願いいたします。簡単に3点。1点は、このメタ評価の目的で冒頭に御説明がありました。聞いていると、一つには、各省がやっているのと同じことをやるのでは無駄だよねという重複の排除というような趣旨も感じられますが、一方で、各省があまりばらばらにならないように方針を示すというような趣旨もあるのかなど。両方かもしれませんが、もう一度趣旨を教えてくださいというのが1点目。

2点目は、各省の評価を評価するということですが、全然違う方向になっちゃったというようなことはあるでしょうか。要するにえらく甘い評価が出たとかそういう話。

3点目は、これも答えにくいかもしれませんが、お話を聞いていると、結果は施策の改善、事業の改善に使われるという感じに聞こえますけれども、この評価がいまいちだったときに予算をがんと減らすとかいうことはあり得るのでしょうかというか、制度的にそうなっているのでしょうか。答えやすい答え方でいいですが、お願いします。

○石川参事官 ありがとうございます。

まず1点目のメタ評価の目的に関してですけれども、まさに室長に御指摘いただいたように、こういった評価の仕方の見直しを行うところの一つは、特に現場からすると、担当府省で評価をされ、さらにCSTIでも評価をされてというように、重なって評価をすることが、果たして現場の負担と評価の有効性を考えると最適なのかどうかというところで、今のやり方が最適かどうかということを、また経験を重ねながら改善すべきところはあるかもしれないですけども、実際、やはりCSTIよりも現場の担当官庁のほうが専門的知見を持たれている方、かつそういった有識者を委員にして評価されているわけなので、同じことをCSTIがやるのかということで行くと、やり方が適切だったのかどうかをしっかりと見ていこうという形で評価を効率化するとともに、評価のやり方自体を適切に、できるだけ有効な施策になるようにということで見直しを図ってきたところでございます。

ばらばらにならないようにというところでは、説明でも触れさせていただきましたが、大綱的指針を内閣総理大臣決定させていただいておりまして、それに基づいて各省でも評価方針を作って進めているということなので、そういう意味では、基本的には同じ体系の中で各省がやっているものを、例えば分野によっては有識者を集めようとするのと近い人たちがばかりになる可能性、リスクというものもございますので、ちゃんと評価が適切に行われているかということをCSTIが第三者的な観点で確認するというのをさせていただいております。

2点目の全然違うことがあったかというところは、今のところはなかっただろうと思っております。大体各省もしっかり自分たちのやり方で評価していたいているのかなと思っております。

予算への影響ですけれども、今、CSTIの評価が直接何か予算にというよりは、どちらかというと各省がCSTIの指摘事項を踏まえて見直すところは見直していただいたり、自分たちの予算要求に有効に活用していただくということかなと思っております。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

日比谷先生、どうぞ。

○日比谷副会長 御説明ありがとうございます。

ちゃんと理解しているかどうかということを確認したいのですが、詳しく御説明のありました4ページの水素サプライチェーン、これは最初の評価ということですね。評価結果④の後半のところ、中間評価においてはこれこれが期待されるというコメントがついていますね。時間の関係だと思いますが、先ほど御説明のなかった5ページの新構造材料のほうは事後評価であって、いろいろ詳しいことが書かれているわけですが、4ページに戻って水素サプライチェーンでこういうコメントがついたので、中間評価で改善を図ろうとする場合に、詳細な評価が期待されるというのは、評価項目の設定方法等を改善することが期待されているというふうに読めばよろしいのでしょうか。

○石川参事官 事前評価の段階なので、水素のサプライチェーンの全体の政策の中でこういう位置づけですという御説明をいただきつつ、経産省の中でも、ここだとNEDOさんの中でも、しっかり政策的な位置づけで評価をされているのを伺いつつ、実際にどういう研究テーマを採択していくかとか、やっていくかというのはこれからの話になってきますので、こういった形で次に進んでいったかという点に関して、CSTIの委員の観点で、こういったことに気をつけたほうがいいのか、こういった観点はしっかり認識したほうがいいのかということなどを伝えたことに対して、どういうふうに具体的に対応しているかを見させていただくということで、項目自体を新しくというよりは、指摘したことに対して、実際に進んだことについての自分たちなりの評価をしていただきながら、CSTI側としても、指摘した事項がどのように反映されているかを確認させていただくということかと思えます。

○五十嵐主査 大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長 御説明ありがとうございました。

メタ評価ということの必要性が学会でも種々議論されているところでございまして、アイデアとしては分かるのですが、実際に現在うまくいっているよう

な実例があるかということは、私はよく存じ上げないのですけれども、CSTIでの評価というのは、いわゆる政府全体の司令塔としてトップダウン型の研究を、科学技術・イノベーション政策が最大限効果を発揮しているかという観点から国がメタ評価するというスキームで、国費自体も300億円以上という、日学の年間活動費からすると150年分くらいのものについてなされる。トップダウン型ということの是非はともかく、それは研究としてそういうものもあってもいいかもしれませんが、諮問・勧告機能を中心とする日学の評価にはそもそもなじまないで、そういう意味では、なぜこれが引き合いに出されるのかはよく分かりません。が、それは事務局の問題で、せっかく来ていただいたので、質問としては、結局のところ、項目とか評価の仕方がメタ評価の場合、第1次的な評価とどこが違うのかというのが少し分かりにくいと思っております、具体的に全部1項目ずつ挙げることは難しいと思いますので、例えばという形で、ここが違うのですという部分を御説明いただければありがたいと思います。

○石川参事官 今の御指摘の観点でいきますと、メタ評価というところで、先ほどの資料の2ページ目に評価の項目を挙げてございますけれども、それこそ水素のサプライチェーンに関する研究開発や、革新的新構造材料に関する研究開発の中身自体を専門家として評価するというよりは、どういう観点で評価をしているか、どういった体制で評価をしているかを中心に見ながら評価をさせていただくということでございます。研究開発したいという中身そのものについて、もっとこういう研究開発を入れたほうがいいのかとか、そこではなくてこっちを重点化したほうがいいのかとかといった個別の事業の中身というよりは、どういう観点でそこが大事だというような評価をしているのか、どういった体制で評価しているのかとか、それらが評価のスキームとして適切かどうか、大綱的指針に沿っているかという観点です。加えて、科学技術・イノベーション基本計画という政府全体の流れとの関係でも、そういった政府の方針を見ながらこれだけの投資をしようとしているかという点を、どうちゃんと評価していますかという点を見させていただくところで、ちょっと階層が違うとか、少し見る視点が違う形で評価させていただいているということでございます。

回答になっておりますでしょうか。

○五十嵐主査 大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長 そうした観点で、屋上屋ではなくて、それをやった結果、何かよいことがあったという部分で実例が1個でもいいのであれば御説明いただけるといいかなと思いました。

○石川参事官 そういう意味では、ここには詳細な指摘があるわけではないですけれども、こういった視点もちゃんと考慮したほうがいいのかというようなこと

を、もう少し違う観点で御指摘させていただいているところですが、令和2年にこういったやり方でCSTIのやり方を変えていこうということで、今、実績を積み上げている段階でございますので、例えばこういう例があるよというのを、うまく具体的に申し上げられないです。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに。笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 関連で1つ。今の話だと、ある課題とか研究する項目が適切かどうかというのは、各省がまずいろいろ評価する。その評価の結果の出し方が適切だったかを見ると、ちょっと違うけれども、そのようなお話でした。そうすると、面白いなと思ったのは、各省がやるのが研究開発であっても、あるいはほかの事業であっても、今の理屈からいくと、各省がきちんと評価しているかを見るといことであれば、概念的にはどんな評価にも、2番目に行う評価としては応用し得るというロジックかなというふうに聞こえました。学術会議に应用するかどうかは別の話なのですけれども、そんなイメージで捉えてよろしいでしょうか。

○石川参事官 これはもう私個人の回答ということですが、私個人としては、今室長におっしゃっていただいたように、メタ評価というやり方自体については、必ずしも研究開発の事業についての評価だけでなく、その評価の仕方が適切だったのかどうかという視点で見るといのは、いろいろなところでの取り入れ方があり得るのではないかなと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

藤川先生、どうぞ。

○藤川委員 私も、目的が何なのかというところには興味を持ってお聞きしていました。4ページ目の例えばということで水素サプライチェーンの評価結果を拝見しても、最後の④のところを見れば、ここは「評価されている」、「評価体制が構築されている」、「評価することが望ましく」、「評価が期待される」というふうに、評価がどうかということをあくまでもやっているということが表れていて、あくまでも評価のプロセスがどうなのですかということを徹底的にやっているということだと思いますので、そこはよく認識することがまずはできました。

学術会議はほかにない独自の組織。ほかに同じようなことをしているところが全くないわけで、ここをどう評価するのかということを検討するに当たり、今いろいろな組織がどのような評価をしているのか、評価のスタイルとして、ほかを参考にして応用できるのであれば応用したいということで説明をお願いしていただいき、みんなで勉強しようとしているわけで、その勉強しましょうという事務局の姿勢に対しては、私は敬意を払いたいというふうに

まず思っております。

そして、このメタ評価に関して言えば、各省が行った自己評価みたいなものに対して、その評価の仕方がどうですかということをやっているわけだから、非常に参考になる評価の仕方であるとは思いました。そういう点を踏まえて今後を考えていきたいと思いました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長 詳細は繰り返しませんけれども、先ほど申し上げましたように、このCSTIの評価というのは、国全体として計画があって、それを各省に振って、CSTIに來ている予算を各省が持っているわけですね。それを全体として統制が取れているかという観点からトップダウン型で見るということですので、それ自体、国がつくった計画という評価軸があってやっているものであって、国のトップダウン型、全体としてピラミッド型のトップに來るメタ評価という構造になっていると理解していますけれども。

○石川参事官 今のところで事実関係だけ1つ申し上げさせていただきますと、科学技術予算の配分権自体をCSTIが持っているわけではございませんので、あくまでCSTIのほうは基本計画を策定したりとか、各府省にまたがるような基本的な方針を決めていったりという立場でございます。そういう中で、政府全体の基本方針ですとかに基づいて、どういった事業が行われているか。かつ300億円以上の総コストがかかるような大型事業については、評価自体も適切になされているかというものを見させていただくという形なので、CSTIに配分権があるというところは訂正だけさせていただければと思います。

○大久保第一部副部長 すみません。言い方が、振るというのは配分権があるという趣旨で申し上げたわけではなかったのですけれども、取りまとめとしては一応科学予算としてぶら下がっているということですね。

○石川参事官 政府全体の科学技術予算を数字として集めて、今全体でどういった分野にどのくらい予算が配分されているとかというのは、CSTIとしては当然取りまとめをさせていただきます。

○大久保第一部副部長 そうですよ。そういう趣旨で申し上げました。失礼しました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

この間の有識者懇談会で上山先生がおっしゃっていたのは、CSTIによる評価、いわゆるメタ評価というものはエバリュエーションというよりも、その評価を通じてコミュニケーションすることが大事であるという話でした。今の話の目的も、各省といろいろコミュニケーションをしていって、この評価体制はいい

ですねとか、指標もいいですねと、ではこれを参考にしましょうとか、そういうものかと思います。この仕組みはまだ始めて3年ぐらいですよ。ですからまだ全体像は見えてこないですけども、最終的には、各省の評価を俯瞰して、よいものをほかに応用したらどうかと、そういったマトリックスというか、そういうものをつくろうとしていると考えてよろしいですかね。

○石川参事官 必ずしもそういうことが明確に今方針であるわけではないですけども、当然この評価の仕方というのは、状況が変わってきたりすると、やはり見直しが求められたりというところはございますので、各省でやっている評価の仕方とかでいい事例があれば、他の省庁等にも展開できるようなことは必要だと思いますし、場合によっては上位の大綱的指針の見直しを検討するというようなところにも関わる可能性はあると思いますので、そこはまさに各府省がやっている評価の仕方であるとか、どういうふうはこの事業をいいものにしていきたいということについて、CSTI側としても聞きながら、さらにいいものになるようなアドバイスをしたりとか、中間評価のときには、アドバイスを踏まえてこういうふうに変えてみましたというところでコミュニケーションを取ってということは、引き続きやらせていただこうと思っています。

○五十嵐主査 分かりました。いずれにせよコミュニケーションを積んでいっており、アウトプットやアウトカムはこれからであるという話ですね。どうもありがとうございました。よく分かりました。

ほかによろしいですか。

それでは、これで御退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(科学技術・イノベーション推進事務局退室)

○五十嵐主査 それでは、続きまして、議題3「これまでの議論について」、事務局より説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○笹川室長 それでは、資料3を御覧ください。

まず最初に申し上げておきますけれども、懇談会にはナショナル・アカデミーのミッションに遡った議論を昨年していただいて、政府の方針と一致しない見解も含めて政府に自由に批判的な意見を言うという機能を十分に果たすために、それから、会員選考の過程に政府が関与する必要がなくなる。完全に自律的になる。ほかにもいろいろ言っていましたけれども、そういったことから、学術会議がミッションを果たすためには、国から外に出たほうがいいということをして12月に御報告いただきました。それを踏まえて、政府としてもそういった方針を決定したと。ただ、独立性、自律性が確保されるかといったところに学術会議

はまだ御心配があるということでした。その後の検討で、このワーキングを中心とした具体的な制度についての検討の中で解消していこうという流れで今議論しているということは、学術会議にも何度も申し上げますし、改めて確認しておきたいと思っています。今日のワーキングのミッションもそういうことでございます。

資料3は、前回の資料を基に、ワーキングでの議論も踏まえて、主にミッションとガバナンスの部分について、少し書き加えてみたものです。

まず2ページ目です。ここはミッションについての議論の続きで、75年前と違って、提言、助言が過剰なこの時代、学会でもやれることはやらない、審議会でも言えることは言わなくていいというお話で、だからこそ学術会議は必要だ、国が財政支援するということが伝わってくるような機能をどう書き込むか、そういった問題意識が最後に残っていました。ここは先ほど御紹介いただいた吉川先生の学術会議でなければ出せないような助言の必要性が高まっているということと、全く同じ認識だと思っていますし、学術会議も今まで分科会レベルの細かい提言等々を出してきたものをようやく整理し始めたということなので、方向性がそろってきたものというふうに喜んでいただいております。

また、憲章等々をつくって役割を見直したりされているという話、それはそれでももちろん結構ですけれども、75年前と違う状況、Science for societyで出てくる状況ということであれば、当然、法律も見直していく必要があって、そこは科学者という方だけが中身を決める話ではなく、負託の内容は、まさに国民と共に考え、最終的には国民が決定するものだというふうに私は思っておりますという前置きを置いた上で、2ページの一番上ですけれども、幾つか修正というか工夫してみました。

1つは、科学という言葉の代わりに学術という言葉にしたかどうかということです。これは特に永井先生から懇談会で、科学というのは危うい科学もあるというか、在り方に気をつけないといけないので、科学に限定した助言だと不都合なことも生じかねないとか、学問の在り方については、倫理、哲学も含めた助言が必要だから、そういったものが入ってこないのであれば、国が支援するほどの役割ではないというような御意見などもいただきました。特段御異論なかったと思いますので、法律用語としては科学も学術もほぼ一緒なのですから、今のようニュアンスを出すために、とりあえず学術というふうに言い換えてみたらどうかということです。

2番目が、前回も大分お話がありましたScience for scienceとScience for societyの関係についてです。私もどこまで理解できているのか怪しいので、細かいところは若干省略しますが、この2つを両輪として、統合を志向する俯瞰的な議論というようなことを2005年の紙でもおっしゃっていたので、

気持ちを入れてくると、学術という言葉とセットになって、いい感じかなというふうに入れてみましたということです。

ただ、学術会議の説明を聞いていると、私の理解が悪いのかもしれないですけども、両輪というよりは、Science for scienceが先にあって、それで次にsocietyが出てきて、それが広がってきたというか、重点を移しつつあるというか、両輪とはまたちょっと違う感じにも聞こえたので、その辺は本当に議論して教えていただきたいと思います。良い悪いで言っているわけではないです。

いずれにしても、若干これで雰囲気が出てきたかなと思いますけれども、まだ不十分かもしれないし、この言葉の中に何を読み込んでいくかということの議論をお願いできればと思います。

あと、永田先生から懇談会で話がありましたけれども、Science for societyを目指して具体的にどうやっていくのかと、ステークホルダーとのコミュニケーションをどうやっていくのか、全然入っていないではないかと。これは別にここで決めることもない、同時並行でいいのですけれども、やはり議論はしていかないといけないのかなと思っていたところです。

次の◇は、ミッションの明確化、適切な遂行が、財政支援につなげるという意味でも大事だよねということを言っています。

3 番目。したがって、分科会レベルのテーマを扱うのではなくて、世界的、社会的にインパクトのある提言や何かを取り上げていくというのは大体異論ないことかなと思います。実際の仕事の仕方がそうなっているのかというのは、結局具体的に見ていかないといけないということでしょうから、だからこそ、ミッションを具体化する計画をつくっていただき、国民にも説明していただき、評価の仕組み、そして、5、6 年活動したけれども後で駄目だったではしょうがないので、ある程度日常的に近くにいる意見言うような監事、そういったものが求められていると整理できるのかなと思いました。

評価については、先ほど五十嵐先生からもお話がありました。どう具体的に設計するかはこれからですけども、コミュニケーションとかレビューというような言葉が大分出てきていました。

それから、前回のワーキングで藤川先生からも、監事は運営助言委員会と評価委員会、入口と出口の間をつないで、国のお金を入れていく中で組織がうまく回っていく、活動していくようにする役割なのだと整理していただきましたので、大分すっきりしてきたかなと思っています。この辺を前提として、重過ぎないとか、シンプル、そういったコンセプトに合うように考えていきたいと思っています。

ガバナンスについては、また後のページで少し申し上げたいと思います。

3 ページ目です。冒頭のアスタリスク 2 行のところをかぎ括弧でくくってあ

るのは、以前、学術会議からいただいた資料の中にあった言葉で、リーダーシップ型で社会課題に対応ということは、私はすごくいいなと思って聞いていました。ただ、普通に組織管理的な意味合いで使うときのリーダーシップとはちょっと違う感じで話されているようにも思ったので、ここもよし悪しとは別ですけども、後々組織を考えると時にトップダウンとかリーダーシップを違ったニュアンスで議論してしまうとお互いハッピーではないので、ここで言っているリーダーシップがどんな意味合いなのか、この後日比谷先生、あるいは学術会議から教えていただければと思います。

2 番目のパラグラフ、国民の総意と書いてあるところです。ここは前回も申し上げましたけれども、学術会議に地位とか権限を負託するということだけではなくて、当然学術会議のミッションの内容についても国民が納得し、同意しているということ。だからこそ財政支援もするということ。したがって、ミッションを適切に遂行していただく、ある意味義務を学術会議が負っているということについても国民の総意なのだという事は、条文をどう書くかはともかくとして、はっきり共通認識としておきたいと思っております。

ここは形式的には、国民の総意というのは、要するに法律でつくるということとニアリーイコールですけれども、逆に言うと、海外のアカデミーとは違って、私的につくる団体ではないということは明らかだろうと思います。

その次の◇で、国民の福祉及び我が国社会の発展、この辺りは条文の書きぶりによる部分もありますけれども、念のため誤解のないように言わせていただきます。何回も言っていることです。国民の福祉が人類社会の福祉と対立するというようなことを政府は言っていないし、懇談会だって全く言っていないと思います。真理の探究を後回しにして日本社会の発展に尽くしてくれということも全く言っていない。言っているのは、真理の探究とか人類の福祉といったものに反する国益、国民の福祉というのはないと思っていますので、人類のためになることは、それは回り回って国民のためになるでしょうということまで前から言っていたはずで。

自国民のこととか、自分の国の社会を考えるのが恥ずかしいというようなナショナル・アカデミーかほかにあるのかどうか、本当に私は疑問ですけれども、いずれにしても、日本の学術会議は国がつくる法人ですから、国民に目を向けるというのは当然のことです。

それから次に、5 ページに飛んで、業務です。ここも確認ですけれども、学術会議が法律に基づいて国に意見を言う、そういった地位、権限を変えることは考えていません。ただ、勧告という言葉は、法制的な検討が要るから、そのままかどうか分かりませんがねということは前回も申し上げたとおりで、赤字の修正部分はミッションのところでお話しした趣旨と一緒に。

ちなみに、今まであまり言っていなかったのですけれども、ここで見出しとか1行目に業務という言葉を使っています。ここは4月に前の法案を考えたときにも、例えば業務なのか、職務なのかとか、業務計画なのか、活動計画なのかとか、いろいろ議論がありました。この辺りは学術会議の仕事をどう捉えるかにもよるかもしれません。法制的な問題もありますけれども、もし何か御意見、感想があるのであれば、この機会に伺っておきたいと思います。

7ページの会員選考、その次の内部組織、こちらは特段付け加えることはございません。

12ページの財政基盤、ここも確認ですが、12月の政府方針の中では必要な財政的支援を行うということをはっきり書いています。その趣旨については前回説明済みです。学術会議の資料の中で国家負担の原則というのを書いていました。誰がどう決めた原則なのかよく分かりませんが、いずれにしても必要のない経費まで国庫が出すということを行っているわけではないと思いますので、同じことを言っているのではないかと考えています。

最後、一番というか大事なガバナンスのところです。14ページの真ん中の◇ですけれども、学術会議は、国民から負託されたミッションを遂行するために特権を与えられて、国費100%もらっていますと。したがって、その下の①、②、③に書いたとおり、学術的な活動が独立して自律的に行われるべきこと。これはアカデミーだから当然ですけれども、一方で国民からの負託、特権に応えられるような体制、仕組みの整備と約束の履行は必要だよねということです。

それで、そんなことからどういったコンセプトでガバナンスの設計をしているのか、何か共通理解があったほうがいいかなと思って、14ページの下のほうに書いてみました。前に委員の先生からいただいた意見をちょっとだけ変えてみました。学術会議が活動しやすく、それでいて外部の目と声が反映され、国民が納得できる仕組みということでございます。目と声と言っていますけれども、外から見て何をしようとしているのか分かる透明性、これはもちろん大事なことでと思いますが、やはり外部とのディスカッションのチャンネルを整備するとか、義務的という意味ではないですけれども、意見を行動につなげていくというのは重要だと思いますので、そういう意味で声ということを入れています。

それから、監事、評価などについて、学術会議の紙にいろいろありました。長くなりますし、後で別の先生からも御意見があるかと思うので、とりあえず政府側からのコメントは控えて、中身、15ページの御説明に入っていきます。

まず、運営助言委員会は、15ページの一番上の◇の最後に入っているアスタリスクです。国立大学、私立大学の経営協議会とか評議員会を見ると結構いろいろな人が入ってしまっていて、学者さんとか企業の方に加えて、その大学の元教授とか、知事、市長とか、海外のアカデミーの関係なのか分からないですけれど

も元大使、マスコミ。人数も30人とか、下手するともっと多いようなところもあります。外部の人が半数なのですから、それにしても結構大所帯になっています。

事務局としては、実はもうちょっと少人数の、経営の専門家とか、そんな方にじっくり意見を聴いてもらうというようなイメージでいたのですけれども、この趣旨をコピーすると、広く国民の皆さんの意見を聴く場みたいな感じになっていきます。二択でもないのですが、この辺りも先生方の感想、受け止めに教えていただけたらうれしいです。

次に監事。この具体的な働きぶりのイメージについても、藤川先生をはじめ、もう少し御意見やファクトを提供いただきたいと思いますが、まずはミッションに沿った活動が行われていくように、会長とか、あるいは幹事会の方々とある程度定期的にコンタクトを取ってフォローしていただくようなイメージで考えています。

永田先生からも、学長と監事は緊張関係を持ったまあまあ良い関係なのだという感じのお話でしたし、岸先生とか宝野先生も、監事が独法に入ってきて別に問題なかったという感じでした。会長と執行部を対立的に捉えるのではなくて、前向きに設計していきたいということです。

ちなみに、あまり上手につくれなかったので説明は省きますけれども、資料4が、監事が入口と出口をつなぐというイメージでイラストを描いてみたものです。

それから、中期的な計画のところ。ここは中期的な計画をつくってねと法律で書くときに、目標事項をどのぐらい法律で列挙するのかなと思って考えているところです。資料6を御覧いただくと、中期目標・計画について、こういう中身で書けというのは私立大学に対しては特段法律から何か言っていないくて、国公立大学について、すごくシンプルな言い方で5、6項目していますというくらい。計画になるともうちょっと、8、9項目くらいです。こんなことも参考にしながら考えていくのかなというのが真ん中の辺りのアスタリスクの話です。

自己評価、15ページの下から2番目のところ。ここは毎年の点検評価というのはいずれにしても、予算要求との関係でも必要ですけれども、瀧澤先生が今やっているみたいな、外部の有識者にも来てもらって丁寧にやるというのは非常に良いことなのだろうと思っています。特に専門性の高い評価事項があるような場合には、やはり専門家に検証してもらって、先ほどのメタ評価ではないですけれども、それを尊重していくというのが、重複感もなく、全体としての整合性があるかなと思っています。

最後、評価委員会です。16ページ、委員は主務大臣任命だと思っていますけれども、構成としては、学術会議以外の研究者の方とか、国研、産業界、地域の事

情に詳しい方等々、組織運営に詳しい方などがあるのかなと思っています。それぞれの委員の方々に対して、その専門性に応じて、学術会議がどういう感じでミッションに沿った活動をしてきたのか。例えばアカデミアの先生であれば、研究力の強化とか研究環境の整備といったことに、どういうふうニーズをくみ上げて、どういうプロセスで提言を出して、フォローアップしてと、そのようなことを御説明いただいて、そんな感じだったら良いですねというようなことなのかなと思っています。これをメタ評価というのか、ちょっと違うような気がします。いずれにしても、重箱の隅をつつくようなことは避けたいと思っています。

長くなっていますが、最後にもう一つ違う資料、ここは大事なので、省かずに説明させていただきたい。資料5です。この紙は、前回、五十嵐主査からも宿題をいただいたもので、評価の結果と予算がどのくらいリンクしているかということ調べたものです。メインは、真ん中ちょっと下くらいの評価結果と国庫補助の関係等を見ながら何となく聞いていただければと思います。

まず独法は、御存じのとおり運営費交付金を交付するという事で、主務大臣が予算要求をやっています。そこでどうなっているかというと、その箱の中ですけれども、主務大臣、国は、独法評価の結果を、交付金の算定を含む予算要求等に反映するというような書きぶりになっていますが、何をどう反映するかは個別ということなので、恐らくそんなにこれをA評価だと1割上げるとかそういう話にはなっていない。宝野先生も全然リンクしていないとおっしゃっていましたが、多分実態はあまり明確に大きく反映していないのではないかと思います。

国立大学も運営費交付金です。ここは次期の運営費交付金の配分において部分的に活用となっています。文科省に聞いたところ、運営費交付金は、文科省が持っている予算としては約1兆円あって、その中で認証評価の結果に応じて差配するのは約30億円ということで、1兆円分の30億円なのでかなり小さい額です。

このお話を事前に委員の先生方とか何人かに話ししたときに、いや、そんなことはない、すごく資料を書かされて、申請させられて大変でしたという話で、それは多分そうなのですが、それはこの1兆円の中に1000億円ほど別なものがあって、成果を中心とする実績状況に基づく配分といって、研究活動の状況に応じて配分するものがあるのです。これが評価とリンクしていなくて、個別に申請している。要するに補助金を取りに行く形なので、評価ではないです。極端なことを言うと、仮に評価がCであっても、良いプロジェクトをやると言えばもらえるというロジックになりますので、ここは明確に違う。これは文科省にも確認いたしました。

それから、私立大学、右から2番目です。これは2分の1まで国庫補助ということで、実際はもっと少ないかもしれませんが、経常的経費の部分は当然、先生の数とか建物の数や何かで裁量はありません。

トータル3000億円くらいの文科省の予算があって、箱の下の方の黒ポチに書いてある「自らの特色を活かし改革に取り組む大学等を重点的に支援する補助」、これが3000億円のうちの200億円くらいですね。これも評価に基づいてやっているわけではないということなので、先ほどの国立大学の補助金に近いものだ、個別に申請するものだと思っていただければよろしいということですね。

それで、一番右のOIST、これは思いきり国の役所と一緒にすけれども、国庫補助は今10分の9出して、それをどうやっていくかというと、OISTから要望を聞いた内閣府沖縄振興局が財務省に要求します。そのときに過去の支出実績、事業計画の達成状況、レビューの結果を踏まえて実施します。一応参考にすると言っていますが、何をどう参考とするかというのは、総合的な判断ということになっています。ここもルールとして、評価が悪かったら必ず下げるとかそういう話になっているわけではない。もっと重要なことをやらないといけないというふうになったら、増額要求をしていくことになるし、そこは通り得る話だと思っています。

もう一個だけおまけで言っておくと、その他という下から2番目のところを見てみると、認証評価とか中期評価とは別に、当然、毎年の行政評価とか政策評価とか行政事業レビュー、これはこれでありです。ここも事業の改善とか予算に反映すると言っています。これも増える、減るというふうに直接何かリンクしているわけではないということです。

まとめると、特に国立大学の先生方、私立もそうかもしれませんが、評価の結果のせいですごく仕事が増えているようなことをおっしゃっていますが、評価とリンクしているようなものはほとんどなくて、冒頭の学術会議からの説明の中で、政府の評価によって予算が減るんだ、バランスが崩れるみたいなことをおっしゃっていましたが、そういうことは全くないということです。もちろん評価結果が予算にはねるような仕組みをこれから設計すれば別ですが、日本国内の普通の常識だとそういうことはないのです、御心配は要らないだろうということを申し上げて、終わります。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

これから議論に入りますけれども、その前に、笹川室長から大事な話として、3ページの「リーダーシップ型」の意味に関して、これは10ページの内部組織の中でも再掲していますけれども、確認したいとの話がありました。まず議論の前に、日比谷副会長からこのリーダーシップの意味合いについてお話しただ

けますでしょうか。

○日比谷副会長 ありがとうございます。

3ページの直接引用は、私どもから提出した資料で、どのような改革を学術会議として行ってきたかという話の中で、課題別委員会を設置したというところで使った表現だと思います。

従来のボトムアップ型というのは、具体的に申し上げますと、様々な分科会が学術会議内にございますけれども、そこがこういう問題について意思の表出を行いたいと言ってきて、そこから上がってきているものを、ここではボトムアップ型と呼んでいるのですが、それに対してどこがリーダーシップ型だったかといいますと、課題別委員会を設置しましょうというのは、会長、四役、そして幹事会で、今の社会や国際社会が直面している喫緊の課題はこれこれであると。これについては、幹事会として課題別委員会を設置し、その審議に必要なのは、例えばこういう分科会に声をかけようとか、つくろうというようなことで、そして課題別委員会ができて、意思の表出へ向かっていく。このようなプロセスのことをリーダーシップ型と資料では呼んでおります。

笹川さん御指摘のとおり、一連の議論の中で、ガバナンスであるとか、組織のつくり方の話のときに出てくるリーダーシップとか、トップダウンという言葉もよく出てきますが、それはむしろそのマネジメントにおいて会長がリーダーシップを発揮するなり、トップダウンで何か決めていくというニュアンスで使われていると思います。

全く重ならないかということそんなこともありませんけれども、私がるる御説明した前者のほうは、会長なり四役なり幹事会なりのアカデミックなリーダーシップで、もちろんそれは社会との対話等を踏まえた上ではありますが、それでこういう課題別委員会をつくりましょうとか、さらには会員選考等の話でも何回か御紹介しましたが、26期はこういうことに力を入れてやっていこうと、そういうときに発揮するリーダーシップのことをここでリーダーシップ型と呼んでいるので、マネジメントやガバナンスの話とは分けて議論する必要があると思います。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

笹川室長、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、これまでの前半の学術会議からのミッションの話も含めて、説明や質疑等を踏まえて、組織・制度について御自由に議論いただきます。どの論点からでも結構ですが、事務局からは、まず学術会議のミッションについて、これまでのワーキングでの議論を整理していただきました。一方で学術会議のほうからも、ミッションを踏まえた議論が必要だという御意見があって、今日の話

になったわけです。よろしければ、まずはミッションに関して改めて御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

日比谷先生、どうぞ。

○日比谷副会長 1点、笹川さん、これも御質問があったと思いますので、ちょっと補足をいたしますと、資料3の2ページの2つ目のところ、Science for scienceとScience for societyを両輪と言っているけれども、どちらかというとその前者のほうに力が入っているのではないかという御指摘がございました。

ここは両輪とするというのはそのとおりなのですが、Science for scienceがやはり一丁目一番地だと前回言ったと思うのですが、そこに科学的な根拠のないScience for societyはあり得ないと思いますので、そういう意味で、やはりScience for scienceが基本のキであるということは動かしがたいと思っている。そういう意味です。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

では、議論に入りますけれども、どなたからでも結構です。

藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 本日、冒頭にミッションについて御講義いただきました。この内容で憲章というところが出てきましたが、何らおかしいじゃないとか変だなと思うところはない内容だと思いますし、ここで御説明いただいた、法律は少し現代的ではない部分もあるので、憲章を少し時間をかけて様々なジャンルの方々が御議論いただいた結果としてこれが出てきたと。本当にとてもしみ入るというか、そういう内容だというふうにも思いました。

よって、前回も話が出たのですけれども、そういう昔からあるものに関して、常に現代の課題は何なのかとか、現代の環境はどうなのかということを考えながら、独立して自律的に学術会議内でこういうことを検討していただいて、自分たちでこういうことをやっていくのだというふうにお決めになることを皆も尊重しようとしているわけであって、そこに何の異論もない話かなというふうにはまずは思っております。

この中で、5ページ目の一番上です。誓約をしていると、自分たちとしてもこういうことをやっていくのだという誓約があるというようなお話がありましたけれども、これはまさに国民から負託されたミッションがあって、それに対して学術会議側も負託をされて、自分たちでこういうことをやりますと言っているという関係であり、政府も、政府というよりは負託した側の国民が、それをそのとおりだねと、それでやってほしいよということもあってお金を出すことになるのかなと思うのですが、そのお金を出すということに関して、金を出す以上は、どうしてもそのミッションに沿っているのかということの確認は必要だ

と思うのです。その確認をするに当たって、今どういう組織を置かなければいけないか、制度にしなければいけないかということを議論しているのだろうと私は思っております。

その中で、監事はどうなのかと、監事は大臣任命ではなくて学術会議が任命すべきではないかという御議論が結構あるのですけれども、「監事」とするかどうかは分かりませんが、監査というものの自体は、お金あるいは財産を負託した人が、その負託された人が負託したことに対して、ちゃんとミッションとかお願いしたことに沿ってやってくれているのかを見てもらいたいと考え、第三者に依頼して見てもらうというのが監査なので、実際に負託された人が選んでは監査にはならないのですね。監査の仕組みにはマッチしないので、それはおかしいかなと私は思っています。

また、負託した側に任命された第三者が監査をすることによって、負託された者は責任が解除されるということを意味することになるので、そういう監査を受けないと責任は解除されないのではないかなと考えております。

それから、資料3の例えば2ページ目で監事の役割みたいなことを整理していただいたのですけれども、ここの中で常時支援という言葉を使っていただきましたが、現実には、異常時はなかなかないので、コミュニケーションを幹部の方々と取りながら支援するようなイメージで、それでいいんじゃないですかとか、こうやったほうがいいですねという良好なコミュニケーションを取ってやっていくのですが、異常時には支援にはなりませんので、必ずしも支援という言葉が適切かどうかというのは疑問に思いました。

とりあえず以上、コメントさせていただきました。

○五十嵐主査 分かりました。ありがとうございました。

初めからかなり重要な論点に入りました。やはり国民から負託された組織であるからには、例えば監事なり評価委員なりを学術会議側が選ぶという論理はないのではないかと。これは前からずっと議論になっているところですが、ここで学術会議のほうから何かお話はありますか。島村会員、どうぞ。

○島村第一部会員 藤川委員から貴重な御指摘をいただきました。

おっしゃったことは、それ自体には異論はないのですけれども、学術会議のそもそものナショナル・アカデミーとしての性格というところから考えますと、評価委員なり監事というものが大臣任命であることは大きな不都合があるというふうに私どもは考えております。幹事会決定の文章に書いてあるとおりなのですけれども、今もう一度申し上げたいと存じます。

まず、政府と国民は一体でないというところが出発点でございます。資料4は、五十嵐主査にも御確認いただきたいのですが、前回、総政室の資料として出てきたものが、これだとこのワーキング・グループの御見解だというふうにな

りそうなので、もしそうなのだったら問題だと思うのですけれども、ここには幾つか致命的な問題点があると思います。つまり、学術会議というのは政府に対する勧告機能を持っている組織でございます。政府に対して、問題があれば問題があるというようなことも含めて科学的な助言をするという組織でございます。歴代会長会議でも指摘がありましたけれども、政府、主務大臣というのは第三者ではないわけでございます。諮問をし、勧告を受け取る、耳の痛い諫言でも受け取るという組織でございますので、政府と国民は一体ではなく、政府は第三者ではないということです。

ガバナンスの在り方として、勧告を受け取る、忠告、批判を受け取る側の組織が、勧告をする組織に対して人を送り込み、活動の仕方について日常的に監督をするということは、ガバナンスの制度としてはむしろあり得ないことでございます。それは要するに自分の意向を酌む監事や評価委員を、自分に対して批判をしかねない組織に対して送り込むという姿ですので、現在の日本学術会議でもそのような組織構成にはなっておりませんし、海外のアカデミーでも、政権が監事や評価委員を送り込むというのがないというのは、それはまさに文明の知恵でございまして、ナショナル・アカデミーの本質というのはそういうところがございます。

国家が監督をすると、任命した人が評価委員なり監事に入るということは、ロシアとか中国でしたら国家の監督の下にあるアカデミーになっているようなのですけれども、西側の国ではそういうことは一切ございません。日本もそうならないようにしていただきたいと考えております。

国民が政府と学術会議に対してそれぞれミッションを負託する。学術会議のミッションは、政府に対して批判も含めた提言をする、そういう姿として学術会議というものを国民が法律によって創設するという関係にございますので、一般の独立行政法人や研究開発法人とは制度の作り方がそもそも違います。そのことを踏まえますと、やはり幹事会決定でありますように、大臣任命の監事とか大臣任命の評価委員が業務を監督するということは、ナショナル・アカデミーの本質からしてあり得ないことなのではないかというふうに私どもは考えております。

○五十嵐主査 永里委員、どうぞ。

○永里委員 ちょっと質問をしたいのですけれども、では、監事というのは要らないということになるのですか。

○島村第一部会員 今私が申し上げたことは、大臣任命の監事というものがナショナル・アカデミーの本質とは相入れないということです。

○永里委員 分かりました。そうであるならば、監事はやはり必要なのですよね。そうすると、それは学術会議が監事を選ぶということになるのですか。

○島村第一部会員 もし業務を監督するというか、常に会長や執行部の業務の体制についてほかの人がチェックをする必要が仮にあるのだとしますと、それは学術会議の会長や、あるいは会員全体が総会で任命すれば適切ではないかと考えております。

○永里委員 お金を出した人にチェックしてもらう、そういう監事というのは日本の場合は普通なのですけど、それではまずいというのですか。

○島村第一部会員 他の組織がそういう姿であるというのは、御指摘のとおりでございます。ただ、お金を出した人は主務大臣ではございませんで、主務大臣というのは時の政権、時の多数派から選ばれた方でございます。その多数派が誤った選択をして、さきの戦争のようなことになってしまったりすることもあります。政治に従属する科学というものが日本に最大の被害をもたらした戦争の遂行に寄与した、そのことの反省に立って日本学術会議法というものの制定をされました。そのときの国会はそういう選択をしたわけなのですけども、それは時の政権に従属する科学であってはいけないということだと理解できます。主務大臣が任命するような方が業務を常に監督し、政府に対して批判をするような組織を監督する、評価をするという姿がガバナンスの姿としてはまずい。お金を出すのは国民でございます。主務大臣が任命した人が業務を監督するのは、ナショナル・アカデミーの本質にそぐわない。だからこそ、中国、ロシア以外の国々は、ナショナル・アカデミーに政権が人を送り込むということをしてないわけでございます。これは世界の知恵でございまして、世界的に受け入れられているナショナル・アカデミーの本質でございます。日本が中国やロシアのようなナショナル・アカデミーをつくっていけないのではないかと、私どもは考えております。

○永里委員 要するに、政府に対する強烈な不信感ですね。

○島村第一部会員 政府に対する不信感が実際に今あるというよりは、政府に対する不信感というものを前提として憲法もできており、三権分立というものが採用されているわけでございます。日本学術会議法の下でも、科学と政治の関係もそういう前提に立って構築をされているといえます。一般的に政府に対する不信感があるわけでは全くありませんけれども、政府に従属する科学者の組織というものは、ナショナル・アカデミーのあるべき姿ではないということをお願いしたいだけです。

○永里委員 それでは、国会だったら良いという感じなのですか。

○島村第一部会員 国会は権力の一つでございます。国会の議決であれば何をやってもいいというふうには日本国憲法の下でもなっておりません。主務大臣であれ、国会であれ、時の政治的な勢力から科学が指図を受けるということは望ましくない。権力というものは時に誤る、さきの戦争のようなものをドイツ

も日本を引き起こします。国会であろうが、政府であろうが、権力は誤りうる、そこで、時の政治権力から科学というものが距離を取っているということが、科学あるいはナショナル・アカデミーというものの本質上要請されている。

これは私だけが申し上げていることではなくて、全ての先進国のナショナル・アカデミーはそういう前提の下に出来上がっております。先生方にお願いしたいのは、そういう中国やロシアのようなナショナル・アカデミーではなくて、日本においても、西側先進国のようなナショナル・アカデミーの姿を維持していただきたい。そういう議論をこの組織・制度ワーキングでは議論していただきたいというふうに希望しております。

○永里委員 私は今、学術会議の懸念を浮き彫りにするための質問をいたしました。私と島村会員とのやり取りに関しまして、ほかの委員の方々から何か。

○五十嵐主査 宝野委員から手が上がっています。どうぞ、宝野委員。

○宝野委員 先ほどのお話を聞かせていただいて、ロシアと中国のアカデミーの話が出てきたのを非常に興味深く感じました。私が調べたところ、ナショナル・アカデミーで政府に所属しているのはロシアと中国と日本だけです。政府の一部であると、政府に従属するという議論であれば、やはり政府から離れる、つまり法人化するという選択が必要だと思いました。

それで、監事は主務大臣任命では受け入れられないということであれば、逆にどういう法人が良いのか。例えば今まで日本学術会議側から、それであればこういった法人をつくりたいといったような建設的な意見をお伺いしていないのではないかという気がするのですね。ですから、そういう観点からどういうものが理想的なのかというお話を聞かせていただくのも議論を進めるためには有益ではないかと感じました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

今、瀧澤委員も手を挙げておられましたね。では、瀧澤委員から御意見をいただいた後、学術会議のほうからお願いします。

○瀧澤委員 監事のお話はあるとして、ちょっと脇に置いておきますと、やはり今、宝野先生がおっしゃったように、どういうふうにしたいのかというのをそろそろ提案していただかないと、反対のための反対をしているのではないかという懸念が浮かんできてしまうのですね。ですので、ガバナンス構造に関しても、ぜひ詳細な設計図面を出していただきたいなと思います。

先ほど冒頭に御説明いただいた資料1の10ページ目、日本学術会議のミッションと必要な機能・連携という図なのですけれども、この一番左に様々なステークホルダーというのがあって、この緑の枠です。中央にある日本学術会議の固まりとコミュニケーションという言葉で結ばれているのは、この様々なステークホルダーのところだけなのですけれども、その中で私が考える最大のステ

ークホルダーは、まさに行政であったり、政策の立案者であったり、決定者であったりという人たちだと思うのです。Science for societyの役割を果たそうと考えたときに、一番のステークホルダーが入っていない。それはまさに先ほど島村先生がおっしゃったように、政府と一定の距離を置くという意識が余りにも強過ぎるばかりに、逆の方向に行ってしまうて、全くコミュニケーションが取れない状態がここ何十年も続いてきた。その結果として、今この一連の流れに入っているのだと思うので、そうではなくて、Science for societyといったときには、政策の立案、決定の人たちが実際にどういったことを悩んでいて、どういったところに学术界の科学的根拠に基づいた科学的助言が必要なのかというのを把握し、それをきちんと踏まえてつくる。それが、国民が期待する目に見えやすい形としての学会会議のミッションですね。そこが十分に認識されていないのだなというのを改めて感じました。

この話は、昨年の有識者会議でも、行政というのが非常に重要なんだよ、独立した立場でありながら、日頃からよくコミュニケーションをして、より良い科学的助言をつくらっていくことがアカデミーに託された仕事なんですよということをお伝えしたつもりなのですが、その認識がまだ改められていないとすれば、大変残念なことだと感じます。

○五十嵐主査 では、まずは委員のほうから。藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 今、宝野委員も瀧澤委員もおっしゃったように、ぜひ学会会議側の案を早く拝見したいと私も思っています。

あと、先ほどの監事の話ですけれども、誰が任命するかというのは、なかなか議論があるのは分かりますけれども、金を出す以上は、金の出し手側が決めるのは当たり前といえども当たり前で、便宜的にどうしてもいろいろなものが主務官庁の大臣任命にはなってしまう傾向にあります。選ばれた監事にとっては、主務大臣の言うことを聞けというのが監事の業務のあり方ではありません。監事は、学会会議の法があれば、その法に従った運営がされているかを見るのが監事の役割です。例えば学会会議側が政府寄りの意見表明ばかりしてきた場合には、監事は逆に、それじゃいかんぞということを、国に対してでも、もっとちゃんとやるべきことを言えということを言うのが監事の役割です。いろいろなところに監事がありますけれども、私もやっている中で、そういう気持ちでいろいろやっていますので、そこはちょっと監事をばかにしないでいただきたいというところもございます。それはよろしくお願いします。

お金を出したところがちゃんと監査をするということは、これは日本の知恵だと私は思っていますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○五十嵐主査 では、大久保先生。学会会議のほうから、どうぞ。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。幾つか御意見をいただきまし

たけれども、十分にこの資料の趣旨が理解されていないと思いましたので、改めて御説明をさせていただきます。

まず、瀧澤委員から御指摘がありました、ステークホルダーに政府が入っていないのではないかとありますが、これは資料4と日学の資料を見比べていただければ分かるように、資料4で事務局が作成した資料、これがワーキングの資料となるのかどうかはまた重要な点なのですが、こちらでも政府と様々なステークホルダーは別々に記載されております。第1セクターが政府セクターで、様々なステークホルダーのほうはそれ以外のセクターを表していますので、国家と社会の関係を表すものとして別々に記載されております。それから、コミュニケーションのところは、まさに諮問、勧告というところで、意思の表出を書いています。意思の表出に当たっては従来から、当然政府の関係省庁の方の意見を聞いたり、来ていただいて話を聞いたりということをやっている、このコミュニケーションが不足しているということであれば、ここを充実させるということは当然あり得ますけれども、ここにコミュニケーションと書いていないだけであって、意思の表出の双方向のところにその趣旨が含まれている。まずそれが第1点です。

それから、監事の件は置いておきまして、それよりも前にまずミッションのところでは先ほどから御説明している趣旨は、日学あるいはナショナル・アカデミーのミッションというのは、時の政府に左右されない、まさに独立的な勧告を行う、意思の表出を行うということにあります。しかしながら、この独立性、政治と科学の関係というのは歴史を見ても明らかなように、一言で割り切れるものではなくて、大変複雑な関係にあります。私たちは、日学憲章や科学者の行動規範で様々なことを書いていますけれども、これが全部現段階で実現できているとは思っておりません。科学者の中にもいろいろな方がいて、例えば政府にはあまり反対するようなことは言わないほうがいいのではないかと思う方もいれば、あるいはそういう政治的なことに関わること自体が科学としてよくない、学術としてよくないと思っている人もいるかもしれないし、逆に、現在の平和の問題、まさに喫緊の問題についてもっと積極的に発言をしていくべきであるという様々な方がいると思います。そのように政治と科学との関係が極めてセンシティブなものであるという中で、そして、そうしたナショナル・アカデミーの伝統がなかった日本という国で、戦後、科学者と時の国会が話し合ってきたのが日学法でした。そういう意味では日本はナショナル・アカデミーでは後進国だったのです。後進だからこそ、法律でその独立性を保障してきた。

そして、先ほどから、前回もそうなのですが、法律でナショナル・アカデミーを設立しているのは日本だけだと、それが何か特殊なことのよう言い方がこの数回なされているのですが、ほかの国でも成文法の国とかそうではな

い国とかいろいろな国がありますが、例えばロイヤルという名前を使えるという形で公的資格づけを各国の事情に応じて行っているわけであって、どこか適当な団体が、うちはナショナル・アカデミーですと言って活動しているわけではございません。

そうした中で、現在の日学は、これは何度も言っておりますけれども、政府、内閣総理大臣の所轄ではありますが、しかしながら、現在、例えば政府任命の監事や外部評価委員がいるわけではない。今の法人化案ですと、独立性を徹底するどころか、むしろ現在よりも独立性が下がる。したがって、現在の日学法のほうが比較優位なのではないかということが従来から持っている懸念で、その懸念が払拭できるかどうかということに注意深く聞いてまいりましたけれども、先ほどの藤川委員の御発言にありますように、政府にきちんとものを言っていないようならそれについても意見を言うということは、まさに提言の内容、活動の内容についても監事が意見を言うということなのだと思えました。下から積み上げてコ・オペレーションでつくられた日学の組織、そこから発出したものに対して、特定の政府が任命した人なり、あるいは少人数の評価委員の評価によって、その内容が左右される可能性があるということ自体がリスクだと考えております。

仮に外部評価委員を日学が任命しているのが第三者性がないと言うのであれば、先ほど島村会員が申し上げましたように、政府も外部ではない、第三者ではないということです。そして、日学任命の委員の行っている評価なり何なりが仮に適切でないとしても、これは役に立たないだけですけれども、時の政権がアカデミーのやっていることを左右しようとするリスクがあるのであれば、こちらは有害ですので両者は全く異なるということを申し上げたいと思います。

それから、藤川委員、私どもは決して監事が政府に言われたら政府のとおりにものを言うとは考えておりませんが、国がお金を出しているところの全てに政府任命の監事が置かれているのでしょうか。いろいろな形で国のお金が出されていますけれども、企業の研究開発もそうですし、私学もそうですし、国任命の監事が置かれているわけではないと思います。

また、同じレベルで緊張関係に立つというのであれば、日学の会長は互選ですから、例えば監事も日学互選というほうが同列という意味ではなじむように思います。

ただし、これらの具体的なことは次の段階の話でございます。今まで日学の意見を聞きながらやるということを再三おっしゃっていただいて、まさにこのワーキングでも、適切に発言の機会をいただいて、公正な運営をしていただいていると思っております。しかしながら、資料3に書かれていることには、私どもが申し上げている懸念が両論併記の形で書かれているわけでもなければ、そ

れを踏まえた検討にもなっていない。

これは私が言っていることではないですけれども、以前に親懇談会で岸座長が、この問題は任命拒否から始まりましたということをおっしゃられた。それがどういう趣旨か分かりませんが、昨年12月に日学では、まず信頼関係の再構築が重要であるということを申し上げたところでございます。なぜ理由も示さずに任命拒否がなされたのか。説明責任、それから透明性が重要ということであれば、委員の方々がなぜそちらを問わないのか。そして、海外のナショナル・アカデミー、特に歴史のあるナショナル・アカデミーに、その国がお金は出しても、監査委員を政府が任命したり、それから評価委員を任命したりということをあえてしないのはなぜなのかということを考えて、それに対する御意見をいただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 いろいろ申し上げたいこともありますけれども、まず海外の話については、そこまで海外とおっしゃるのであれば、簡単に整理して、次回にでも、あるいは次々回にでもお示しできるようにしたいと思います。前から申し上げているとおり、海外のアカデミーと日本のアカデミー、これは成り立ちから法人形態から全て違います。イギリスは日本でいうとただの公益法人で、別に勧告権も代表権も何か書いてあるということではないのだろうと思っています。ほかにもいろいろありますけれども、それはそこで適宜まとめると。

それから、先ほどの藤川先生との関係で、ほかの法人に監事がないというお話ありました。これも同じ話で、前に文科省の話もありましたけれども、例えば私立大学、これは要するに公益法人です。自分たちでつくって、自分たちで成り立って動いているところに補助金を下さいという話ですから、宝野先生からお話がありましたけれども、学術会議が公益法人になって、そっちの路線でいくというのだったら、確かに監事は場合によったら要らないのかもしれませんが、我々はこの形で国として全面的にサポートしてやっていこうと思っているので、国費が入る以上は要るだろうということを申し上げています。

したがって、宝野先生や瀧澤先生がおっしゃったとおり、では、どういった法人がいいのかと早く出してもらったら良いと思いますけれども、待っている間に何もしないわけにもいかないので、耳は傾けながら、そこはこういう感じで議論を進めさせていただければいいなと思っています。

ついでに2つほど細かいこと、最初の島村先生の辺りに関係しますけれども、前もこの議論がちょっとありました。政府は国民を代表するのではないとかいろいろおっしゃっていますけれども、独法の長とか、こういう類いで任命する

ときはいろいろなステークホルダーを代表して総理なり主務大臣が任命しているので、その意味では国民を代表する。逆に言うと、先ほど永里先生からあったとおり、では、誰が任命するのですかという話になると、国民を代表するのは総理だと思います。それと勧告を受ける行政なりの主体としての政府というのは別なものですから、違うというのは前回か前々回申し上げたとおりで、一つの組織が幾つかの性格を持っているというのは当然のことです。財務省だって自分の予算は自分で査定する。当たり前のことです。何もおかしくはありません。

それから、永里先生と島村先生のやり取りを聞いていて面白いなと思ったのですが、私もどうしても総理任命あるいは行政任命が嫌だったら国会任命しかないかなと思ったのです。国民代表ですから。それも嫌だと。国会も政治的なものなので、そういうものに左右されるのは嫌だ。それだったら法律の根拠は要らないではないですか。純粋に民間でやられたら良いのではないのでしょうか。そうではなくて、国民を代表して国会が法律をつくり、国民を代表して政府がやっているわけですから、国会までおかしいというのは、では、法律の根拠は要らないのではないですか。申し訳ないですが、ちょっと私はよく分かりません。

いずれにしても、外国については必要があればというか、出したほうがよさそうなので、急ぎ整理したいと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

では、島村先生。

○島村第一部会員

藤川委員が監事をばかにするなとおっしゃったのですが、全くばかにしておりません。藤川委員のような監事が御活躍をされている組織は良いと思うのですが、そういう委員だけではなくて、様々な審議会などで発言することがありますが、御用学者という人たちもいて、任命された政府や自治体の意向、それを反映する発言しかしない人もたくさんいるわけですし、藤川委員のような委員ばかりではないというのが現実でございます。そういうことに対する制度的な備えが必要だというのが私の申し上げたい趣旨でございます。ばかにするつもりは毛頭ございません。

それから、お金を出す人が監査をするのが日本の知恵だとおっしゃったことにつきましても少し違和感がありまして、お金を出す人は、先ほど申し上げたように国民でございまして、何のためにお金を出すかといいますと、それは政府に対峙する健全な科学者アカデミーとしての勧告が出せるようにするために、まさにそのためにナショナル・アカデミー、日本学術会議があるのだとすると、その姿に投資をしているわけでございます。政権に従属するような日本学術会議にお金を出す必要はないということではないかと思います。

日本の知恵とおっしゃいましたけれども、現在の日本学術会議法は、75年前の日本の知恵だと思います。これは全く古臭いものではなくて、非常に普遍的な理念をもっており、前文においても、現在にも将来にも通用する理念が書かれていると思います。現在の学術会議法も日本の知恵でできたものです。学術会議の仕事の仕方について、大臣任命の方が業務監査をする、外部評価をするという組織にはなっておりません。このような姿は日本の75年前の英知の結集だと考えております。ちなみに、裁判所も国会がお金を出しますけれども、裁判所について何か行政機関が監督するということはありません。

日本の知恵というのも藤川委員がおっしゃったように大事ですが、世界のアカデミーは政治からの距離ということを前提にしてできあがっておりますので、グローバルスタンダードの知恵というものを御考慮いただければと存じます。

それから、対案を出せということなのですが、現行法がよりベターな組織であり、対案といえば現行法は対案なのではないでしょうか。歴代会長声明もそういう考え方だと思います。

宝野先生からは、日本と中国とロシアが国の機関になっているということなのですが、ただ、日本の現在の組織は独立性が高い組織が取られておりますので、そこはロシアや中国とは全く異なります。独立性が欲しければ国から出ろということなのですから、幹事会がずっと指摘してきたことは、独立性を担保するために出ろと言いながら、大臣任命の監事や評価委員がセットで入ってくる。それは現在よりも独立性がひどくなるので、立法事実がない、立法の根拠がないということになるのではないかと考えております。ですから、対案といえば、個人的には、現行法が比較の対象という意味での対案であると思えますし、仮に法人化する場合にも、監事や評価委員を大臣任命にしないということが、対案だというふうに考えております。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 対案として現行がいいという御意見をお伺いいたしました。そうしますと、日本学術会議の資料の16ページ、より良い役割発揮に向けた取組というのが5項目書いてありますが、現行の制度でこれが実現できると考えていらっしゃるわけですか。

○島村第一部会員 私は、個人的にはそうっております。

○五十嵐主査 日比谷先生、どうぞ。

○日比谷副会長 それは私どもはそう考えております。16ページにあるとおりです。

○宝野委員 それについて、例えば事務局機能の強化、高度の専門性を備えた

人材の確保を行っていくことができるのか。それから、皆様、手弁当でボランティア活動としてやっていらっしゃるということですが、今後もボランティアということでもいいのですねという確認をさせてください。

○日比谷副会長　もちろん事務局機能は強化したいと考えております。人材の確保も必要ですし、それから、手弁当でしているということはある程度事実で、そうでないほうが良いと思っておりますけれども、ただ、全体を見た場合のバランスということもありますので、その意味では、今の状況、現行法の下でこの5つの役割を発揮していきたいという、そのスタンスについてはそのとおりです。

○大久保第一部副部長　再確認なのですが、基本的に日学の立場は、現行法をベースとして、それよりも良くなるというような改革であれば積極的に支持するということであり、ここは変わっておりません。しかしながら、現在の政府案の監事と外部評価委員の主務大臣任命、ここでは選考に関することは除きますが、等々の問題点があるという現在の法人化案であれば、現在の日学法よりもどの点で機能強化につながるのかということが全く見えない。むしろ独立性が従来よりも損なわれるリスクのほうが高い。そしてまた、法人化しても、いかなる意味で財政保障がなされるのかということも、全く現在の法律に比較して、比較優位な案は示されていない。そういう意味で申し上げているという趣旨です。

○宝野委員　よく分かりました。どうもありがとうございました。頑張ってください。

○五十嵐主査　どうぞ、小幡委員お願いします。

○小幡委員　今の久保先生のお話を聞いて少し安心しましたが、これまで、有識者懇談会も含めて、新生学術会議としてより良いものになっていただきたいという思いでずっとやってきましたので、完全に後戻りになるのかというそんな感じの議論でしたので、何のために今までやってきたのかという疑念も抱くようなところがございましたが、要するに中立性、独立性を何とか今以上に高めるようにしてほしいという趣旨はずっと前からおっしゃっているのは理解しておりまして、私どももそれはよく分かっていて、その観点からいろいろ制度構築を考えている途中でございます。

いずれにしても、ここまでいろいろ我々は議論を積み上げてきて、今日のペーパーも出ているので、それについてまず考えたことを3点申し上げたいと思います。3ページのリーダーシップのところは日比谷副会長がおっしゃったとおりでして、ただ、変に誤解されるといけないと私も思いますので、このリーダーシップのところは、結局は前後をはっきり書けばよいのであって、迅速に社会課題に対応する仕組みとしてリーダーシップ型も取り入れるという話に尽き

るので、それをはっきりすればよいと思っています。

それから、15ページの運営助言委員会というところですが、これは他の組織での評議会などもいろいろあるようですが、やはりそういうものとは異なり、まさに学術会議の会長が、この運営助言委員会があることでよりアクティブに動きやすいという形にすべきだと思います。そんなにたくさんの人数を入れてもいかがかと思いますので、機動的に、本当に会長が使いやすいような形の運営助言委員会が適切であると思っています。

それから、評価委員会の件ですが、私は、お金を出す以上必ず…とかそういう言い方は良くないと思っています、特に評価委員会については、結局、今の他の独法等で行われている評価も、どんな評価が出たとしても予算には実際上はほぼ関係しないという説明もあったように思うのですが、結局のところ、学術会議に関する評価は、国民に対してこのようなことをやっているということを示す、国民に対して開くという形で、そのために評価を使うということではないかと思っています。そうだとすると、誰が評価委員を任命するのがよいかというのは確かに難しいところです。ただ、学術会議自身が任命してしまいますと、自分に都合のよいことを言ってくれる人を評価委員にすると思われやすいので、いかにそこは中立的な方に評価していただけるかというところに尽きるので、よい対案があれば私もと思いますが、そういう意味で、評価が必須というのは、お金を出すからというよりは、やはり法律でつくった組織として、ナショナル・アカデミーが存在している、それがどのように国民のために活動してくれているかということをより中立的な立場の方が評価をして示すという、そこが大事なので、それを担保できるようなシステムが必要ではないかと思っています。

そこで、評価のやり方についても、業務というのは、学術会議は別に業務をしているというよりはアカデミーなので、何かなじまないように印象としては思います。ただ、法律用語的にこういうのは必ず業務、職務になるのであれば、それはそれで割り切ることにはなるとは思いますが、ここのガバナンスのイメージのところにあるミッションとか、まさに学術的な活動ということで、「活動」なのですね。言葉遣いとして、普通の法人の業務というのと学術会議の活動とは、かなり違うイメージだと思って、業務でないほうが良いかなと思いました。が、これは最終的には、法律用語的な整理によるのではないかと思います。

取りあえず以上です。

○五十嵐主査　ありがとうございました。

大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長　ありがとうございます。もし法制局が何か考えを持っているのであれば言ってほしいですけれども、今の御指摘のように、現行法を分析する限り、業務と職務は必ずしも法制上は十分に使い分けられているとは

思われませんか、また、現在の職務を業務に換える必要性を感じておりません。辞書的にも、日本語としてどういう区別があるのか不明確な部分があるのですが、少なくとも業務にはなくて職務のほうにある要素としては、使命に基づいて活動するという、Beruf、あるいはcallingと海外では言われるような要素が含まれているので、職務のほうが良いだろうと思っております。

先ほどの笹川室長のお話で、まさに違いを組織形式でしか見ていないのだなということがよく分かりました。公益法人なのか、独立行政法人として国がつくったのかというようなことは、前から言っておりますように、それは組織形式による区別であって、機能による区別ではない。指定法人のように個別に公権力を付与している法人は山のようにありますので、そういうふうに組織形式だけ見るのはふさわしくないと何回も言っているところです。したがって、日学が現在、政府と異なる法人格を持っていないからといって、何でも法人化さえすれば今よりも独立性が高まるというようなことはありません。

それから、海外アカデミーについては様々なものがあるので、単純比較はできないということは、日学のほうが何度も言っていることです。様々なやり方はあるけれども、何に基づいているかは、前回も申し上げましたようにいろいろあるけれども、公的資格づけを行っていて、方法が多様であるにもかかわらず最低限共通しているのは、先ほどのお金を出しても口は出さないという部分なのではないですかということを申し上げているわけです。

お金を出すから口を出す組織をつくるのであれば、それはナショナル・アカデミーなのではないでしょうか。ナショナル・アカデミーを必要とお考えなのですか、と逆に問わせていただきたい。そして、科学が今直面している問題が、現在の法人化案で、外側の組織形式の話ばかりやっていて、実際にどういうふうに改善されるのかが見えないということが一番の懸念です。

ポンチ絵はあまり得意ではないのですが、今回みんなで頑張ってポンチ絵をつくってお示ししました。私たちは、もちろん政府とのコミュニケーションもするけれども、そのほかの人たちに対して情報の公開をしたり、発信をしたり、逆に市民科学、あるいはNPO、NGOの中にもアドボカシー活動をやっているような方はいっぱいいらっしゃるのです、まさにそういう様々なステークホルダー、もちろんその中には産業界も含まれますが、そういう方々とのコミュニケーションを幅広く取っていくほうが、政府が選んだ評価委員という特定の人とコミュニケーションするよりも、よほど開かれていて、健全なのではないのかということをお伝えしたかったからです。この図の学術生態系の範囲が様々なステークホルダーのほうにも及んでいるのは、そういう趣旨です。それをどのように確保していくかという観点でむしろ御議論をいただきたい。

政府と学術の関係は微妙である。そこが、今日最初に只野会員が、生態系とい

うのは微妙なバランスの下に成り立っていると述べた趣旨です。現在の日学は政府の機関にありながらも極めて高い独立性を保障され、バランスが保たれている。これを変えるのであれば、憲章も幅広く会員、連携会員の意見を聴いているわけですから、政府だけでなく、国民も含め、學術の在り方をもっと広くオープンに議論していく必要があるのではないかと、これは私個人の意見ですけれども、そのように感じているところでございます。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

去年の懇談会でもその辺りの話はいろいろ議論をしてきました。幾つか意見があって、例えば活動の幅を広げることにに関して、立法府への提言は、今のままの組織ではなかなかできないのではないかとという話がありました。それから、私が言ったのですけれども、コミュニケーションの幅を広げるためのメディアの活用に関しても、行政府のままだとやりにくいのではないかと。活動の幅を広げていこうと思うと、やはり国の組織よりは外に行って、そこでしっかりとした財政基盤をきちんと保障されて、その上で様々な活動をしたほうがいいのではないかとというのが、去年の懇談会の大きな意見だったと思います。

懇談会の委員は、私もそうですし、小幡委員も瀧澤委員もそうですけれども、やはり学会会議がなければ、これから先の日本は世界の中でより取り残されていくのではないかとという危機感を感じています。そういう中で、より活動を活発化していただきたいと。そこで、活動の幅を広げる意味も含めて法人化をして、きちんと組織をつくり上げて、独立性を保障して、その上で、先ほどのアクションプランの話。まだ今日はそのアクションプランをお聞きしていなかったのですけれども、先ほど宝野委員からお話がありましたとおり、今のまま予算がじりじり減っていく中で、こういうアクションプランが本当にできるのでしょうかというところを心配しているのです。そこに関して、時間はあまりないですけれども、このアクションプランの話、光石新会長になってのアクションプランと、それを前期の「より良い役割発揮」の中でどう位置づけるかという絵もご準備いただいています。もしよろしければ短時間で説明をお願いします。

○日比谷副会長 それでは、主査からせっかくお話をいただきましたので、スライド17ページと18ページを使って簡単にアクションプランのことを申し上げ、そのほかに4点申し上げたいことがあるので、前回も気がついたら時間になっていましたので、その後すぐに言いたいと思います。

まずアクションプランですけれども、26期、光石会長の下で特に重点的に定めていく事項を7つ定めまして、企画ワーキング・グループと呼んでおりますけれども、そこが中心になって進めているところです。

1つ目は、これまでも意思の表出、助言機能を持っておりましたけれども、タ

イムリー、そしてスピーディーにそれを出していこう。そのための様々なプロセスについても既に改革を始めておりまして、今日は申し上げませんが、多分、次回はもう少し具体的に3つとか4つとか、このぐらいのスケジュールで進んでいるということもお話しできるかなと思います。

2番目は、今の五十嵐主査のお話にもありましたけれども、様々な機関との密接なコミュニケーションのハブとして活動を強化していきたい。

3番目は、ナショナル・アカデミーとしての国際的プレゼンスの向上。

4番目は、様々な団体であるとか国民とのコミュニケーションの促進で、これはもちろんメディアを通じての発信ということ、それから双方向の対話が含まれます。

5番目は、地方の活性化、地域社会をどういうふうに活性化していくということも大変大きな課題になっていると思いますが、学術を核としてこれを促進していく。

それから、先ほどお話ししたことと関わりがありますけれども、情報発信機能の強化。

そして、これも先ほどありましたけれども、事務局機能の拡充を含む企画・執行体制の強化というところで、次のスライドは、「より良い役割発揮に向けて」に5つの柱がございますが、それとアクションプランのマッピングといえますか、どういうふうに関係しているかということをお示ししたものでございます。

ちょっと時間がなくなってきましたので、4点私から申し上げたいことを引き続きよろしいでしょうか。

○五十嵐主査　どうぞ。

○日比谷副会長　1点目は、先ほど業務か職務かという話題がありましたが、資料3の5ページで今回新しく付け加わったところとして、(1)に「中長期的視点から俯瞰的に審議」という赤字のところが加わりました。非常に大枠として、学術会議が審議する事項は、全てのものが中長期的視点を踏まえ、俯瞰的であればならないというのはそのとおりではあるのですが、中には、これは前にも申し上げましたが、分科会レベルで、先ほど使った用語で言うところとボトムアップで上がっていく、そういうものの中に、そうであっても必ず中長期的視点、それから俯瞰的な視点も必要であって、結果的に審議をしているうちにそういう視点が加わっていくことも十分あり得ると思いますので、ここでこういうふうに書くことが、初動の段階からこれがすごくメインに出ないと駄目だというように受け取られるようなことは望ましくないのではないかと、これはコメントでございます。

それから、今日、私以外は全部国立大学法人所属ですが、学校法人について幾つか申し上げますと、先ほど評議員会は非常に人数が多いというコメントがあ

りました。実際にそういうところを確かに私も知っているのですが、まずそもそも学校法人によってかなり差があるということが1点目。それから2点目は、これまで評議員と理事の兼職が認められていましたので、多くの学校法人においては理事の大半が評議員にもなってきたという事情がございます。今回、御承知のとおり私立学校法が改正されますので、それが一切駄目になります。その結果、評議員の数は、理事の数プラス1と随分少なくなりましたので、今すごくたくさんいるところも、法が改正された結果、それでも多いところは残ると思いますが、今ほどたくさん評議員がいるという状況ではなくなるかと思います。

そして、同じく学校法人、資料5で、先ほど笹川さんのお話で、評価が予算に結びついていないということは御指摘のとおりなのですが、そうはいいまして、特に学校法人の場合は、評価結果と国庫補助の関係等というところの2ポイントですけれども、実質的に改革に非常に取り組んでいるところにお金が来るというのは競争的な資金と化しているわけですね。その競争を勝ち抜くために、詳しく申し上げませんが、非常にいろいろなことをしなくてはいけなくなりまして、それが本当にいいのかと。そこに注力しないで、もっとほかにすべきことがあるのではないかなという議論が多く行われているということは指摘しておきたいと思います。

国立大学法人については、ほかの3人から言ってもらえればと思います。

最後に、ナショナル・アカデミーとは何かという議論がございますけれども、ちょうど先週、ブラジルでScience20の会合がございまして、私が行ってまいりました。そこでコミュニケの採択というようなことで、これは20となっていますが、さんざん話題になっているロシアだけが来ませんで、中国は来ましたが、そこであらかじめ開催国であるブラジルがまとめたコミュニケについてかなり突っ込んだ議論が行われまして、最終的に当初のものとは随分違った形のものが、各国の確認が19日までとなっておりますのでまだ最終版ではありませんが、出ているところです。

私は昨年10月に国際活動担当の副会長になりまして、学術会議を代表してこういうものに出るのは初めてでございましたけれども、やはりナショナル・アカデミーとして肩を並べてやっていくというか、あそこが一つのある種の国際的なコミュニティーになっているのだということは痛感しました。法人化の話等をする会合ではありませんから、そういう話をしたわけではありませんが、それぞれ国によってもちろん立場も違いますし、主張も違う中で、議論をして、それを取りまとめていくという根底にあるのは、ナショナル・アカデミーを背負ってきている全ての人が、人類の福祉とか、世界全体がどうあるべきか。気候変動のなかで健康をどうやって守っていくかというようなことも含め、フォー

カスされた会合だったと思っておりますけれども、そういうところで意見を交わすためには、このアカデミーは本当にこの国のナショナル・アカデミーであるという実質を伴っていなければ意見を聞いてもらえなくなってしまうと私は思いました。

その意味で、再三申し上げていることですが、現行法のままでいいというか、より良くなることが、より良く国際的なプレゼンスを示すことになると思っておりますけれども、仮に法人化をするのであれば、それが可能になるような法人の形態というものをつくるのが非常に大事だと思いますし、このワーキング・グループ、そして親の有識者懇談会でも、そのような観点からぜひ議論をお願いしたいと思います。それは公益法人であるかという形式の問題というよりは、本当に中身、実質のことなので、今日もミッションについてはいろいろお話ししましたがけれども、ぜひその御議論をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

まだお時間ありますので、瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 どうもありがとうございます。私も学術会議のホームページを拝見したら日比谷先生のお顔がトップページでばんと出ていて、いらっしゃっていただんだなというふうに確認いたしました。お疲れさまでした。

今、アクションプランのお話の最後の7番のところに「事務局機能の拡充を含む企画・執行体制の強化」とありますけれども、これはやはり今のマネジメントのほうですね。助言をつくるときのリーダーシップだけではなくて、組織全体のマネジメントの面に関してもより強化しようというお考えがあるのかどうかというのを伺いたいのです。前回の会議で、海外アカデミーということで、イギリスとドイツのアニュアルレポートが出ていますと申し上げましたがけれども、改めてそれを見てもみると、例えばレオポルディーナなどはかなり詳しく書いてくれています、図式も分かりやすくなっていて、会長と4人の副会長から成る経営委員会というところが最高意思決定機関になっていて、その下に科学助言の質を担保するための執行委員会という組織がまた別にあって、その下に上院というのがあって、その上院の中には、面白い仕組みで、会員のほかに会員外の人たちも10人ぐらい入ってくるのです。会員が30人と会員外の人が10人ぐらい入ってきて、オーストリアとかスイスの方々も非常勤で入ってきたりして、外の声を聞きながらいい助言を行うという仕組みができていて、その人たちは会員も含めてボランティアなのですけれども、一方で正社員というか、136人のスタッフのアドミニストレーションの人たちがいて、トップに会長がいるのだけれども、その下に行政機構みたいなものをしっかり持っているのですね。

ということで、日本学術会議のホームページを拝見すると、中の組織構造が

非常にふんわりというか、私が拝見した限りではちょっとよく分からなくて、会員の総意で何でも決まってしまうようなイメージなのですが、会員によって選挙で選出された会長と執行部、幹事会というのは、やはり会員とは一段違う権限と責任を伴っていると思いますので、そこをしっかりと定義してリーダーシップを取っていただく必要があるなというのを改めて感じました。

○五十嵐主査 日比谷先生、どうぞ。

○日比谷副会長 図からなかなか読み取れないのかなと思いますけれども、現在の幹事会が持っている任務といいますか、それはそのとおりで、全てのことを総会で決めなければいけないわけではなく、原則として月に1回幹事会をしていますけれども、そこでいろいろなことを決めて機動的に進めていくという体制にはなっています。

ただ、各国アカデミーのいろいろな内情については私も毎日のように見ているところなのですが、確かにいろいろな委員会みたいなものがあって、そこが科学的助言の質を上げるためにこういうことしているとか、そういうところは学ぶべきところがたくさんあるなと思っております。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

では、永里委員、どうぞ。

○永里委員 今日の会議の私の感想を申し上げます。学術会議には、根強い政府に対する不信感があるということが分かりました。今回も法人化に向けての懸念を語る述べていらっしゃると思います。その努力には敬意を表したいのですが、今日出された資料の中に自己変革がちゃんと書いてあるのですね。だから、より前に進もうという学術会議の態度もよく見えるのです。

そして、最後に日比谷先生がおっしゃったのですが、よりよい法人化ができるのだったら、それはいいのではないかなというようなニュアンスに私は取りました。私として言いたいのは、“変革を望まない守旧勢力の抵抗”に今までは見えていたのですが、そこのところはそうではないというふうに解釈しまして、新しい法人化を求めて一步前進していったら良いのではなかろうかと思います。今の法律の枠内である限りはずっと不信感が残るのではないのでしょうか。だから、非常に良い法人化ができることを検討すべきではなかろうかと、それが懇談会の話ではなかったのでしょうか。

○五十嵐主査 藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 今日はちょっと過激めに振れた話をしたので、それによって学術会議の方々の思いとか御意見が聞けたのは、大変私としては本意だったなという面もあります。いろいろな方が、時計が元に戻ったのではないかみたいなお話もありましたけれども、そういう思いが今まであまり表に出ないままずっと

やってきたようなところがあったのが、今日はそこが見えたのが良かったかなと思います。

あと、誤解のないように、いろいろやっていらっしゃる監事の方々に御迷惑がかからないようにと思うのですけれども、先ほど大久保先生が、監事がそんなことを言うのだったら脅威じゃないかみたいなことをおっしゃったのですけれども、あくまでもいきなり監事がこういう意見を言えと、そういうことを言うのが監事の役割では本当にございません。先ほどまさに大久保先生がおっしゃったように、スタンスとしていろいろな考えを持った会員がいらっしゃるけれども、そういうスタンスを一つにまとめていかなくتهはいけないのだとかということをおっしゃっていたと思うのです。政府との距離みたいなことに関しても。そういう中で執行する方々、幹部の方々が、例えばそういう多様な意見があるのを無視して特定の方向に持っていこうとしているとか、そういう動きがあったときに、それはどうなんですかと、それは総意じゃないではないですかとか、そういう話をするのがあくまでも監事なので、全く脅威ではむしろないのが監事の役割であると私は思っています。そこはちゃんと説明をさせていただきたいと思いました。

今日はありがとうございました。

○五十嵐主査 藤川委員、ありがとうございました。

では、日比谷先生。

○日比谷副会長 永里委員にお取りまとめいただきましてありがとうございました。ちょっとしつこいようではございますけれども、今日も申し上げましたように、ポイントは大きく2つあると思うのですが、私どもは、やはり常に自らの使命を更新していくというのでしょうか。大きな責任がございますので、絶えずその姿勢を見直して、私たちの使命は何なのかということ非常に大きい視点から考えていく必要があると思っております。

そして、そうすると、どうしたら役割をより良く発揮できるかというのが次に来るわけで、法人化への道の第一歩というようなことをおっしゃいましたけれども、本当に役割が発揮できるような体制がつくられるのであれば、それはもちろん否定するものではないという立場を取っておりますので、今のところは、総会等の声明にありますとおり、明確に賛成とか反対という態度は示しておりませんで、引き続き建設的に、かつ主体的に議論に参加していくという立場、そこは変わりません。

本日は、御指摘もありましたように、かなり突っ込んだ御意見を両側から、こちら側からも申し上げましたので、その議論が深まっていくのかなという感想を持っております。

以上です。

○五十嵐主査 只野会員、どうぞ。

○只野第一部会員 終わり間際に申し訳ありません。最初にちょっと時間を取ってお話しさせていただいたのですが、少し説明が足りないかなと今日の議論を伺っていて思ったことがありますので一言だけ。

予算があるから口を出して当然だと、ちょっと過激な言い方だとおっしゃられましたけれども、やはり私の説明が足りなかった部分があるのかなと思います。特に強調したいと思いますが、科学、学術と政策との関係ということでございます。私たちは政策決定をする機関ではありませんし、最初にあったCSTIとは全く違う役割を持っています。ですから、役割を自覚しますし、もちろん科学的な根拠のある限度で、合意が得られる限度で科学的な見地から提言をするという役割を持っているわけでございますので、ぜひそれを踏まえた上で政府との関係をどう考えるかという御議論をしていただけたらなと思っております。国民の総意があるから全て介入やコントロールが正当化されるという話ではないことは当然皆さん御承知かと思っておりますので、ぜひそこを踏まえていただけたらと思う次第でございます。ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 最後にすみません。今、只野先生がおっしゃったのはまさに多分共通理解だと思っております。

それから、日比谷先生、国際会議の話とかは私も感動しましたし、最後におっしゃった良くなる方向でということで、確かに賛否は決めていないと、その認識はそのとおりなので、我々もある意味、出だしは一緒に、しっかりやっていきたいと思いました。

二、三付け加えると、私は別に金を出すから口も出すと言っているわけではなくて、ガバナンスの在り方として、それはそれで必要であり、只野先生がおっしゃったとおり、活動の中身とかそういうのは当然御自由にとっています。ただ、そこが無関係でもないだろうとか、いろいろ心配なところがあると思いますので、そこはまさに法人化して何がよくなって、逆に言うとデメリットは最小限なのか、ゼロなのかになるように引き続きやっていくということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと1つだけ、島村先生、言っていることがよく分からなかったのが趣旨を教えてほしいのですが、裁判所は行政の監督を受けていないとか言っていたけれども、そうはいつでも内閣が最高裁を任命するし、国民審査とかを受けていますね。だから、どういう趣旨でおっしゃっているか分からないけれども、あれだって別に内閣が行政の意に沿う人を任命するというのではなくて、やはり国民の代表として任命しているということなのではないでしょうか。国民審

査は典型的だと思います。個別の話になるし、本筋ではないので、別にお答えは
要りませんけれども、1つ申し上げておきます。ありがとうございました。

○五十嵐主査　ありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、よろしいですか。特にこれだけはという
方がおられなければ、会議を閉めようと思います。ありがとうございました。

本日は、まずは日比谷副会長と只野先生から、日本学術会議のミッションと
科学者の在り方、日本学術会議憲章、そして今回はかなりストレートに日本学
術会議の御懸念もお聞かせいただきました。特にこの日本学術会議憲章は、藤
川委員もおっしゃっていましたが、なるほどそうかと、本当に腹にしみ
入るような思いがしました。ありがとうございました。御心配点に関しても改
めて認識いたしました。

先ほど私は言いましたけれども、今の国のままの機関では、これからやろう
としたいこと、改革には限界があると思います。学術会議が求められる機能を
十分に発揮するためには、国とは別の法人格を有する組織になるのが望ましい
のではないかと、昨年12月に有識者懇談会の中間報告として出させていただい
ております。

今日も随分ありましたが、独立性、自律性などに関する学術会議の御心配は
大変大きいものがあります。これは永里委員もおっしゃったように、政府との
信頼関係が今はなくなっているというところがありますけれども、具体的な制
度設計を進めていく中で、今日のような、今日はもちろん、ある種の結論には至
りませんけれども、学術会議の御心配点を聞きながら、できる限り解消してい
こうと考えております。引き続き今日のような建設的でストレートな御意見を
いただき、お互いに議論していくことが大事だと思っています。ここから信頼
関係が深まっていくと、まだ時間がかかるかもしれませんが、そう思っ
ておりますので、よろしくお願いいたします。

そして今日は、科学技術・イノベーション推進事務局から研究開発評価につ
いて説明をお聞きしました。各省で行っている評価を評価するという感じでし
たので、全体を俯瞰するという意味では参考になりましたけれども、学術会議
の評価とは少し違うかなというような気もいたしました。

その後、事務局からの説明を踏まえて、幾つかの論点について議論いただき
ました。まず出発点となるミッションについては、学術の方向性や、学術と社会
との関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論すること、これは繰り返し言
っている話です。学会や審議会ではできないオンリーワンの活動、Science for
scienceとScience for societyを両輪として、その統合を志向する俯瞰的な議
論をしていくこと。そして世界的、社会的にインパクトのある提言をするとい
うことで、これらは私ども委員の間ではほぼ共通の理解に達したと認識してお

ります。もちろん学術会議とは、これからも議論が必要と考えています。

本日議論になった運営助言委員会、評価委員会、監事などについても、制度の必要性や方向性については、委員間では大きな違いはないように思うのですが、これは学術会議と大きな乖離があるところです。各論の議論を進めていくためにも、たとえば評価の視点や監事の具体的な役割など、学術会議からももう少し我々のほうに歩み寄って、今のままがベストだという気持ちも分かるのですが、例えばこうしたら良いという話があったら良いと感じました。ぜひ事務局に、そういった御意見をいつでも結構ですから、いただければと考えています。

また、今日最後に日比谷副会長からS20のお話がありましたけれども、海外アカデミー、海外の取組の状況に関しましても、次回にはまとまりますね。

○笹川室長 まだそろっていないのですけれども、少なくともある程度のものはお示ししたいと思います。中間報告みたいになるかもしれませんけれども。

○五十嵐主査 分かりました。これがかなり大きな鍵を握っていると思います。海外アカデミーと今、日学が置かれている状況に関しまして、次回、ぜひある程度まとまってきた段階で報告いただいて、その中で、日学と海外とどう違うのかとか、どうすればいいかといったことを整理して、議論していこうと考えています。その中で、監事とか評価というところもより明らかになると考えております。次回、よろしく願いいたします。

本日、学術会議からいろいろな御意見をいただきました。繰り返しですがけれども、独立性、自律性を高めるように設計していくということには異論ないと思います。次回も引き続き議論をよろしく願いいたします。

最後に3点、御連絡させていただきます。

1点目ですが、本日の会議の議事要旨につきましては、事務局で案を作成した上で、皆様に、御自身の発言部分について確認いただき、了解いただいた後に速やかに公表させていただきます。お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、速やかな議事要旨公表のため、御協力をお願いいたします。

2点目ですが、この後、主査、事務局より本日の概要について記者ブリーフィングを実施予定です。会議での議論については、その場で説明しますが、皆様には、他の構成員の発言やWGの今後の進め方等、御自身の発言以外の内容について、対外的なコメントは避けていただきますようお願いいたします。

3点目ですが、次回の日程につきましては、改めて事務局より、御連絡させていただきます。

私からは以上です。今日はありがとうございました。